

成年後見制度利用促進法と基本計画

- 1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画について
- 2 市町村の役割
- 3 成年後見制度利用促進基本計画の取組状況
 - (1) KPIの設定と中核機関の整備等の状況
 - (2) 制度の運用改善に向けた取組・検討状況
- 4 令和2年度概算要求の概要



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官 川端伸子

1 成年後見制度利用促進法と 成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度の誕生

- 「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で契約を支援するシステムが必要となった

- 「介護保険制度の車の両輪」(平成12(2000)年)
 - 行政処分として介護・福祉サービスを導入(措置)

平成5(1993)年障害者基本法改正
平成7(1995)年障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)



- 介護・福祉サービスが、自己選択、自己決定、自己責任の契約によって利用するサービスへ

判断能力の低下のある人への契約支援システムが必要
日常生活自立支援事業・・・社会福祉協議会によるサービスとして誕生
成年後見制度・・・民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正した司法制度

禁治産・準禁治産制度

本人保護



民法の改正

成年後見制度

本人保護
＋
ノーマライゼーション
自己決定の尊重
現有能力の活用

民法858条
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

任意後見制度(事前) と 法定後見制度(事後)
補助類型の創設
同意権・取消権の創設

成年後見制度の枠組み

法定後見制度

⇒ 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度

任意後見制度

⇒ 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度

補 助

保 佐

後 見

類型ごとの支援内容

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為 (※2)	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為 (※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)は取り消すことができない

※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

日常生活自立支援事業

令和元年度予算：生活困窮者自立支援法等関係予算 4 3 8 億円の内数

< 目的 >

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

< 実施主体 >

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(平成29年度末現在の基幹的社協等は1, 344カ所)
(補助率) 1/2

< 事業の対象者 >

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。(平成29年度末実利用者数は53, 484人)

< 援助内容 >

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、

日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 (人)	23,414	12,596	14,640	2,834	53,484
	43.8%	23.6%	27.4%	5.3%	100.0%

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

市町村長申立が規定(老人福祉法等の改正)

- 「民法の改正」による成年後見制度の誕生＋**各福祉法の改正**(平成12年)

- 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に**市町村長申立が規定**

老人福祉法32条

知的障害者福祉法28条

精神保健福祉法51条の11の2

「その福祉を図るため
特に必要があると認めるとき」

地方自治法 1条の2

地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ることを基本として**、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

成年後見制度を必要とする人が利用できるようにする市町村長申立の創設は、介護・福祉サービスの契約への支援という意味では、憲法第25条健康で文化的な最低限度の生活の保障であり、本人の財産をつかって本人らしい生活を支援するという意味では、憲法第13条個人の幸福追求権の保障でもある。

- ・平成12年3月30日 障障発第11号、障精21号、老計13号
 - ・・・4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村長申立を行う
 - ↓ 煩雑な手続きの簡素化
- ・平成17年7月29日 障障発第0729001号等通知
 - ・・・ 一部改正 2親等以内親族の有無の確認
 - 3親等又は4親等の親族があつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立では行わないことが適当

- 成年後見制度利用支援事業による助成

権利擁護業務・虐待防止における成年後見制度活用

・ 地域包括支援センターや基幹相談支援センターの権利擁護

「地域包括支援センターの設置運営について」より

老計発第1018001号

老振発第1018001号

老老発第1018001号

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、**地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう**、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、**成年後見制度の活用促進**、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

障害福祉分野の基幹相談支援センターも
総合相談・権利擁護業務を担う

・ **虐待防止法**における市町村長申立・利用促進の規定

平成18年 高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成24年 障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

虐待防止

高齢者虐待防止法9条2項
障害者虐待防止法9条3項

消費者被害防止

高齢者虐待防止法27条2項
障害者虐待防止法43条2項

利用促進

高齢者虐待防止法28条
障害者虐待防止法44条

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

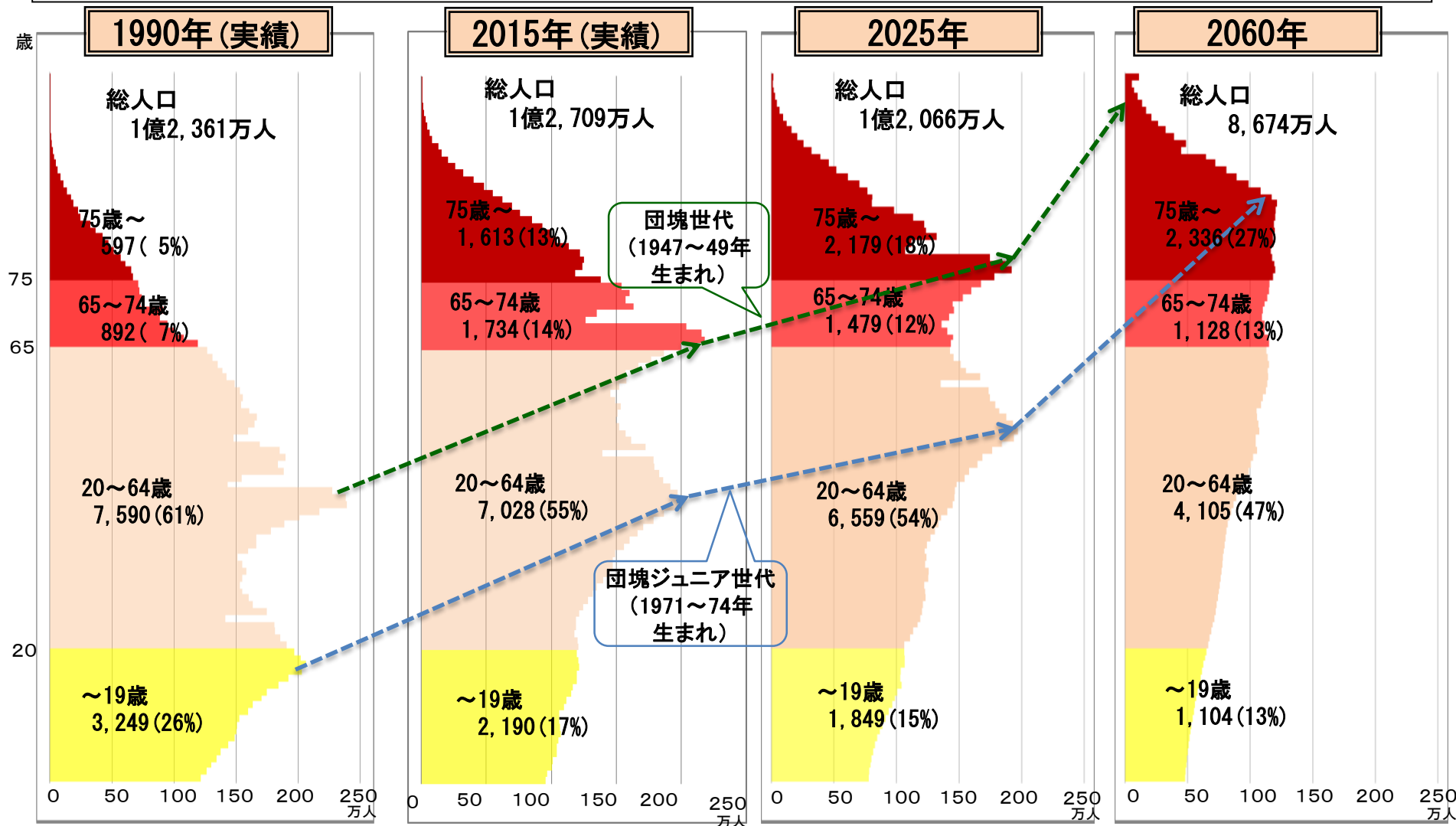
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

日本の人口ピラミッド（1990－2060）

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計): 出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

後見等に係る体制の整備等（老人福祉法等の改正）

（後見等に係る体制の整備等）

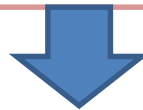
第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。



市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

成年後見制度の利用の促進に関する法律①

(平成28年4月13日公布、5月13日施行)

基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年被後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

- 基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置
- 成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

施策の実施状況の公表（毎年）

成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月13日公布、5月13日施行)

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

体制

成年後見制度利用促進会議

1 組織

会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等

2 所掌事務

- ① 基本計画案の作成
- ② 関係行政機関の調整
- ③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

○有識者で組織する。

○基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

意見

この法律の施行後2年以内の政令で定める日（H30.4.1）に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する**成年後見制度利用促進会議**及び有識者で組織する**成年後見制度利用促進専門家会議**を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

地方公共団体の措置

市町村の措置

- 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- 合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

- 人材の育成
- 必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（H28.5.13）から施行する。

成年後見制度の利用促進に関する必要性

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
 - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約21.8万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

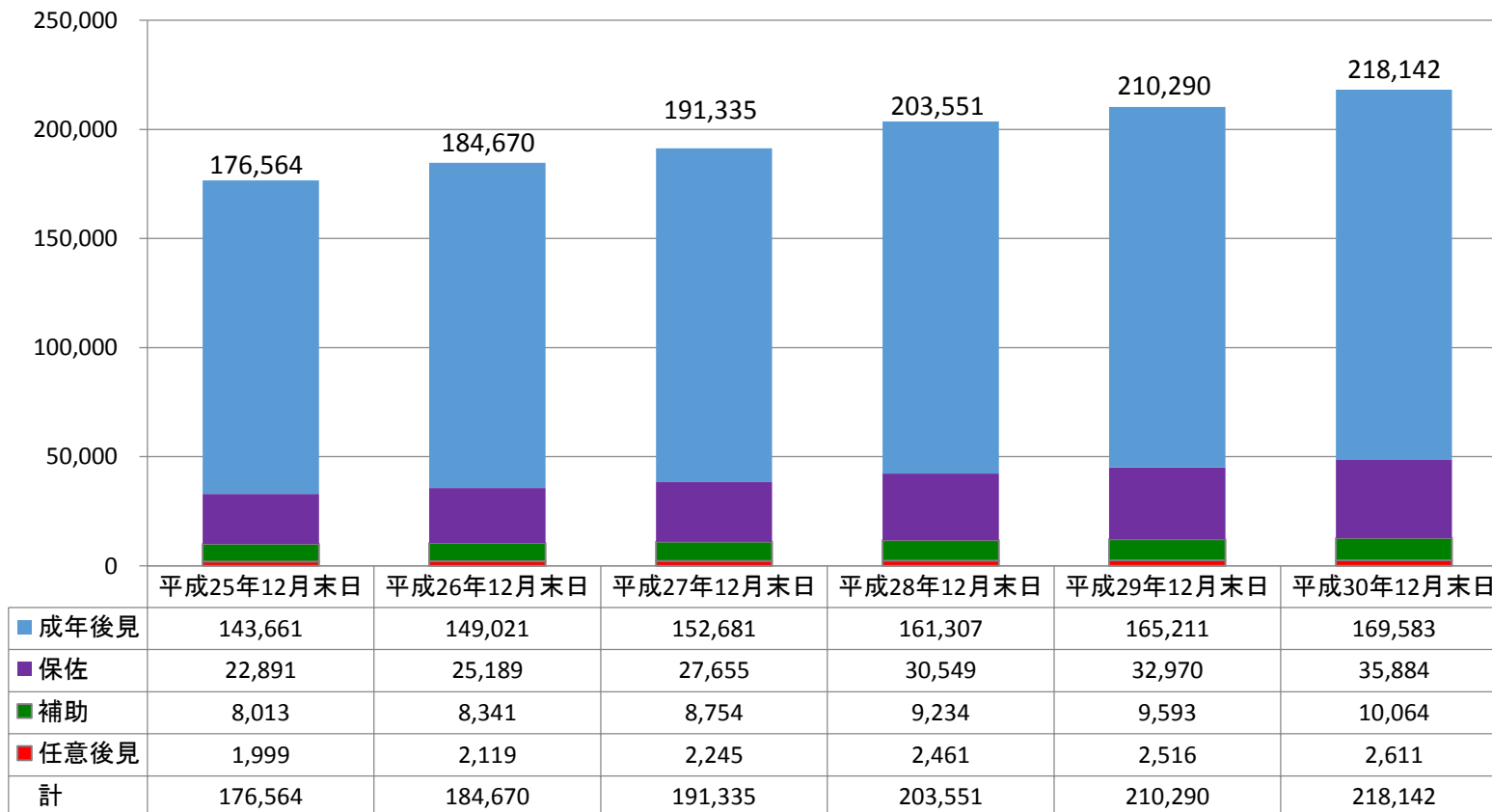
課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

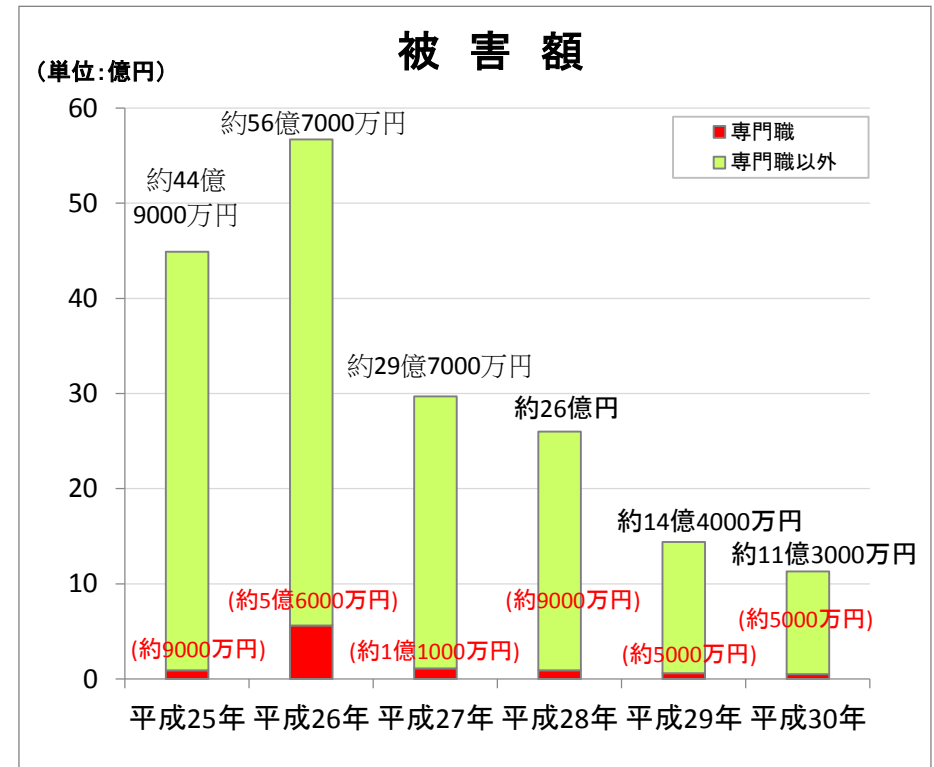
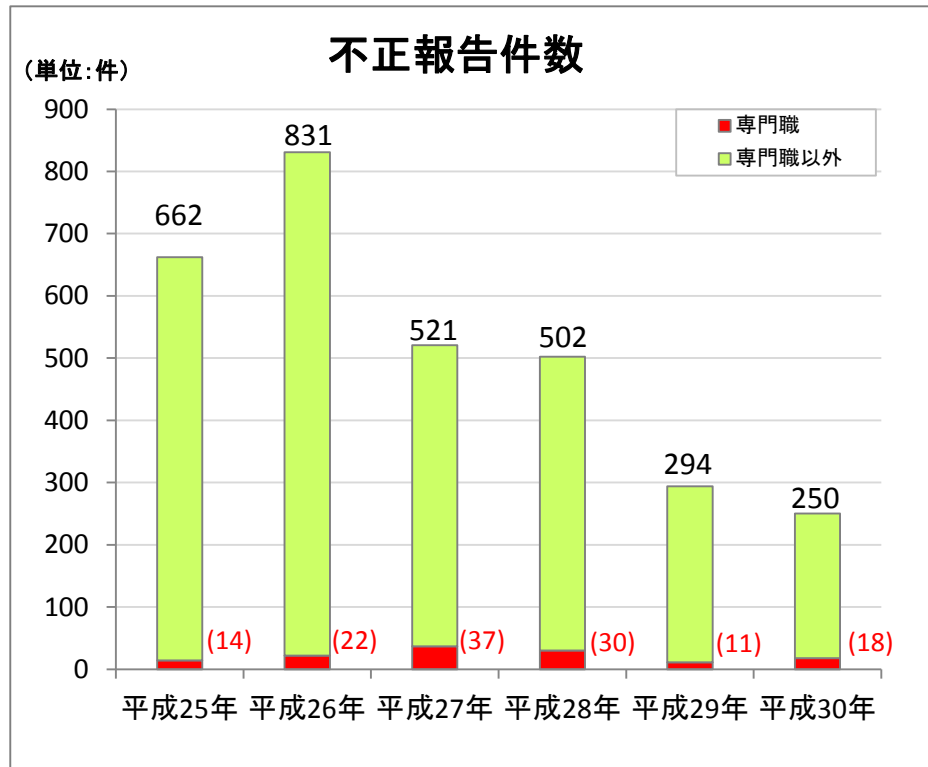
(単位:人)



成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成25年～平成30年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

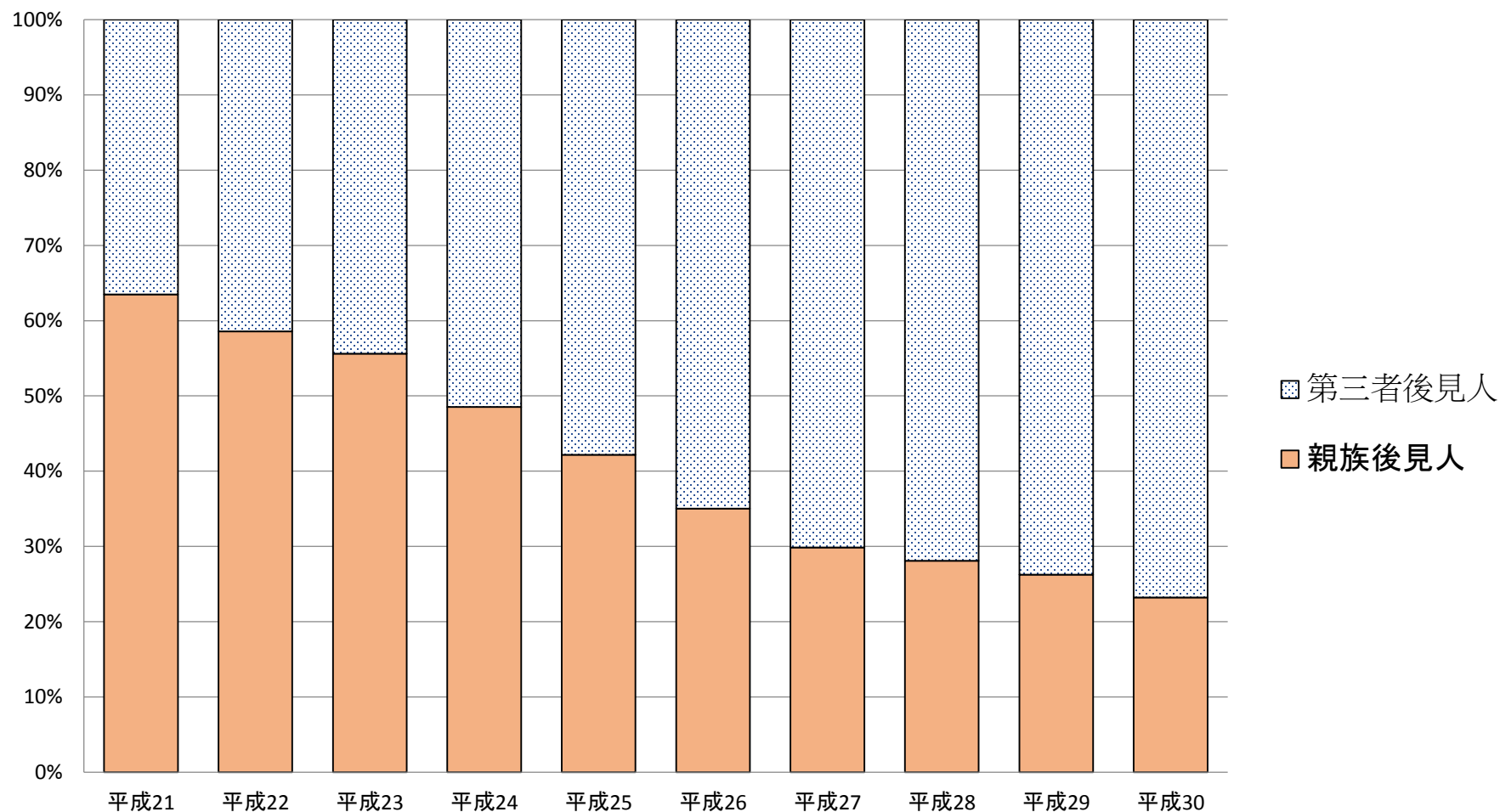


※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

親族後見人の割合は低下し第三者後見人の割合が上昇

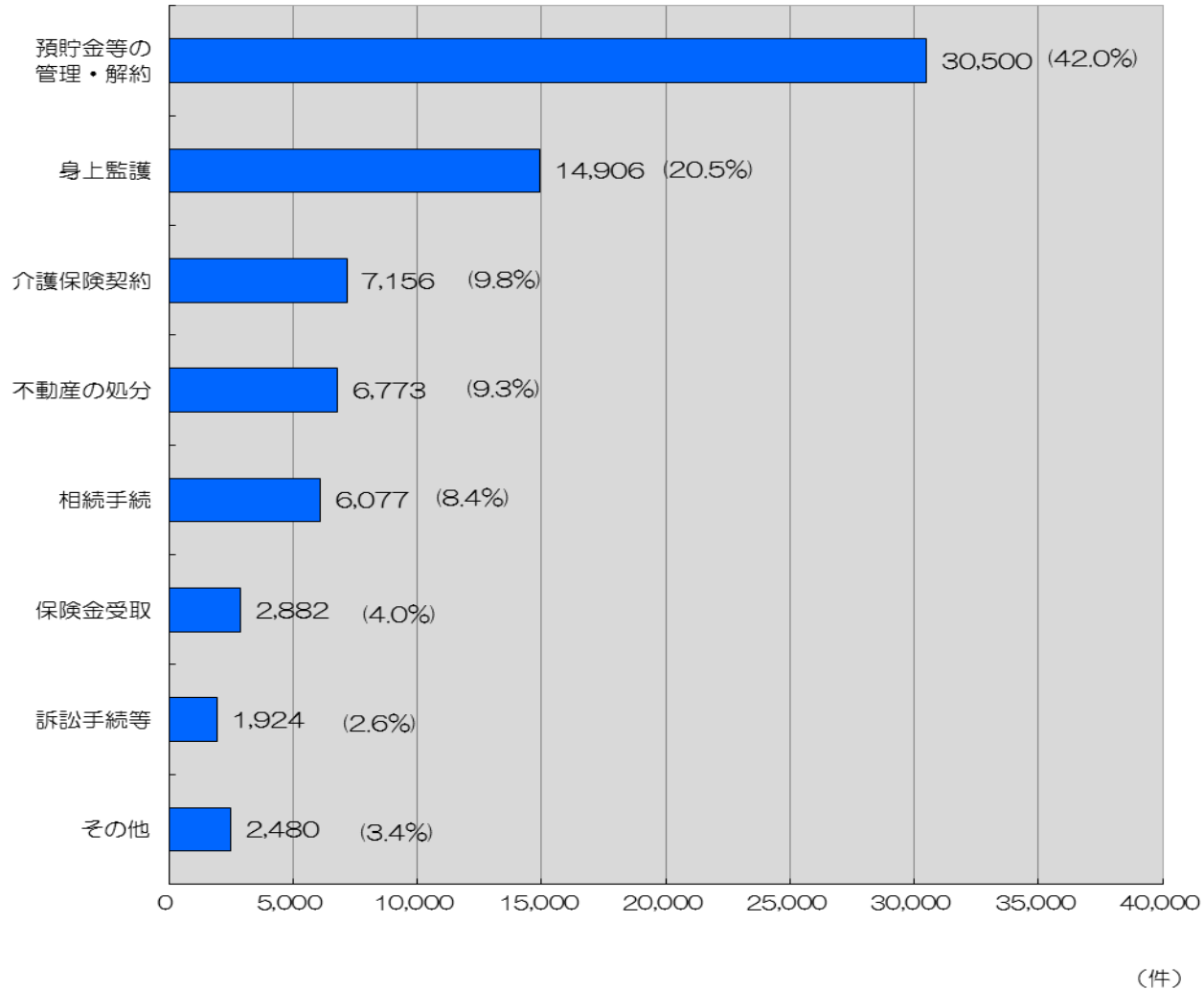
成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合



最高裁判所事務総局家庭局作成資料「成年後見関係事件の概況」を参考に作成。
後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

申立ての動機別件数(平成30年)

○ 主な申立ての動機としては、**預貯金等の管理・解約が最も多く**、次いで、身上監護となっている。



(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 平成27年に鑑定を実施したものは全体の約9.6%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

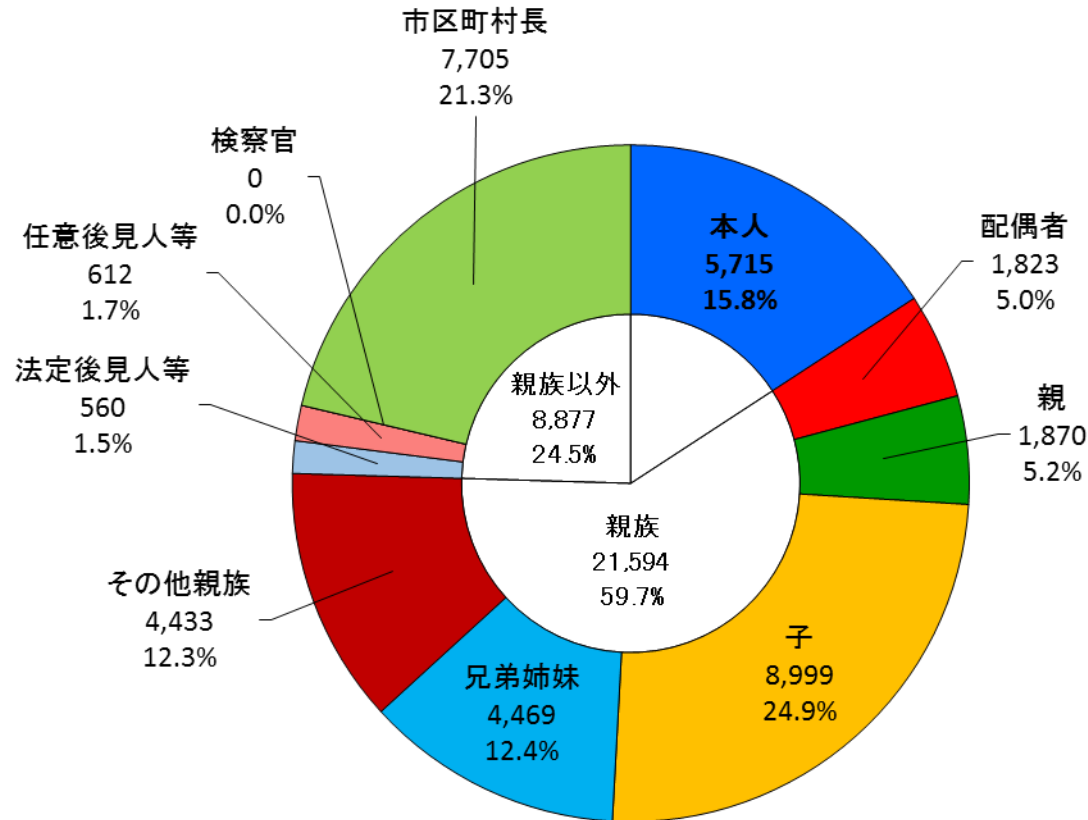
➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

※現在、家庭裁判所において、後見事務の内容や難易度等を総合的に考慮することなど、報酬付与の在り方について検討がされている

申立人と本人との関係別件数(平成30年)

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約24.9%を占め、次いで市区町村長(約21.3%), 本人(約15.8%)の順となっている。

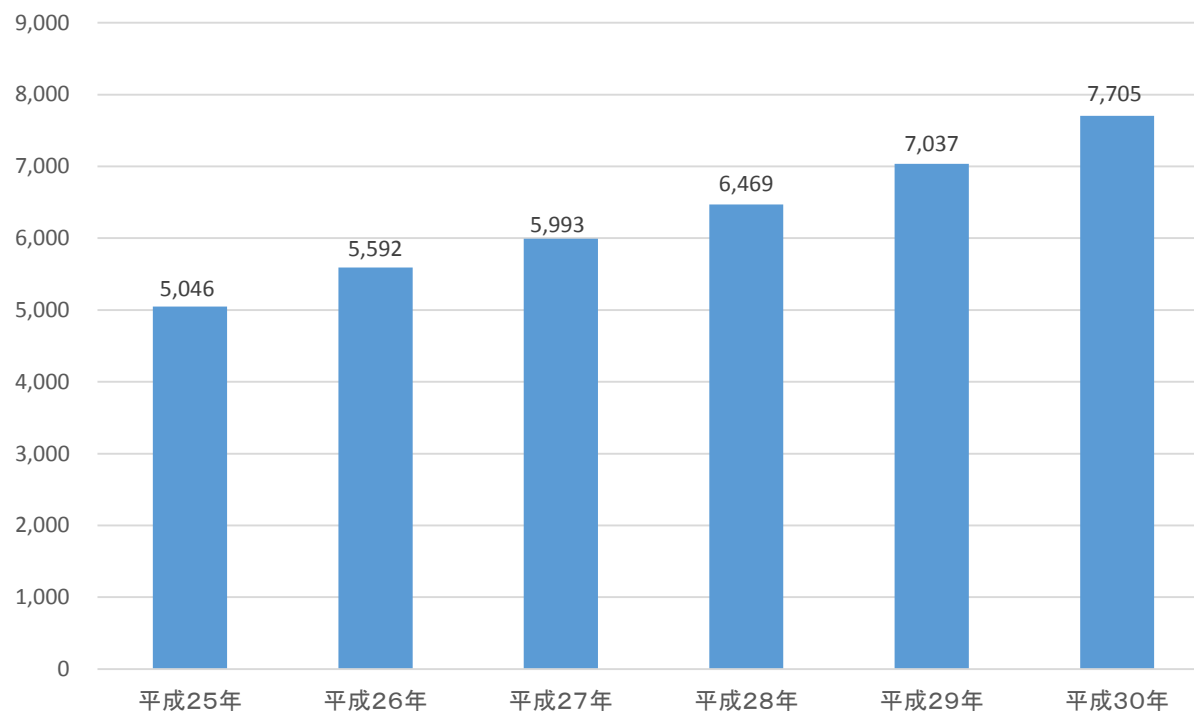


(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く, 四親等内の親族をいう。

市区町村長申立件数の推移(平成25年～平成30年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、平成30年は全体の約21.3%となっている。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市区町村長 申立件数	5,046	5,592	5,993	6,469	7,037	7,705
総数に 占める割合	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%
総数	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186

(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

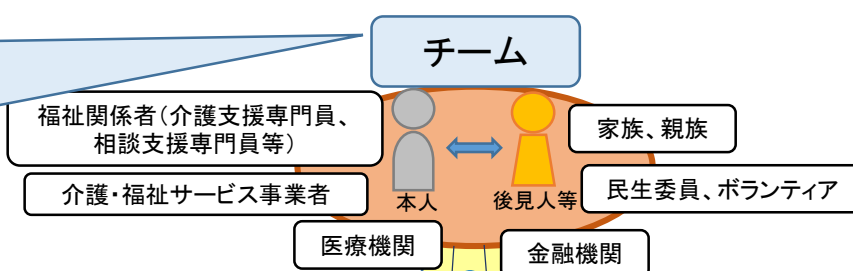
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

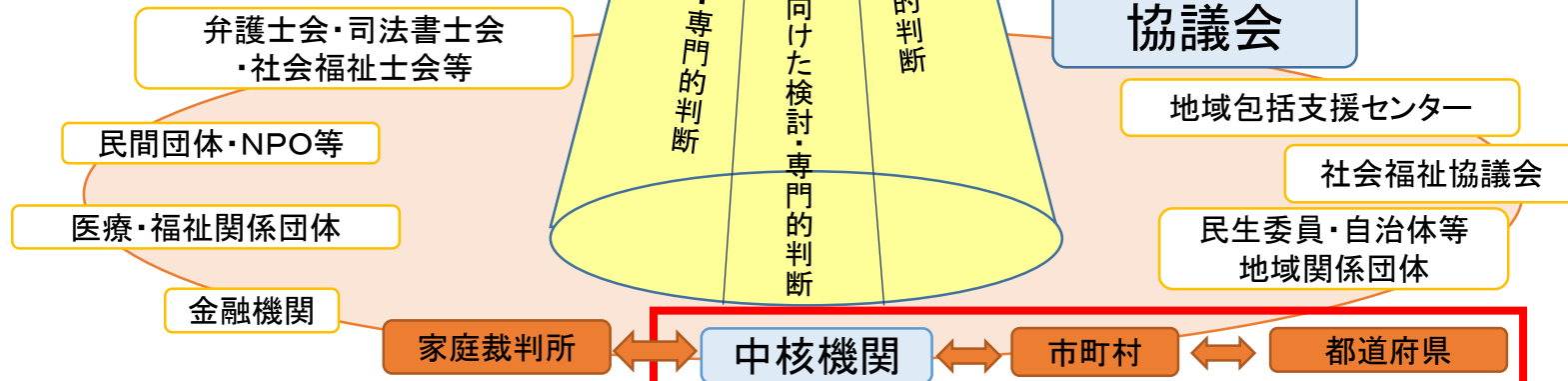
- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



専門職による専門的助言等の支援の確保
中核機関が②～④の3つの検討・判断の
進行管理 の役割を担う

専門職団体や関係機関が連携
体制を強化するための協議会
中核機関が**事務局**の役割を
担う



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記②～④）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計・実現の**司令塔**の役割を担う

2 市町村の役割

市町村が取り組む法的根拠

○ 地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

○ 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健福祉法第51条の11の2

「その福祉を図るため、特に必要があると認めるとき」 市町村長申立

老人福祉法32条の2 「体制整備」

○ 高齢者虐待防止法第9条第2項 障害者虐待防止法第9条第3項 虐待対応における市町村長申立

○ 高齢者虐待防止法第27条第2項、第28条 障害者虐待防止法第43条第2項、第44条

消費者被害防止における成年後見制度の活用

○ 成年後見制度利用促進法 第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画(p.21～22)における市町村の役割

【権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、協議会等の整備】

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

【審議会等合議制の機関を活用した市町村計画の策定と継続的取組点検と評価】

- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

※地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

なぜ権利擁護支援の地域連携ネットワークが必要なのか？

- 判断能力が不十分になると、自分に必要な申請や契約に、一人でつながることが難しい
- 消費者被害に繰り返し遭い続ける
- 「この人なら・・・」という思いからの生活再建
- 権利擁護支援の「正解」は分かりにくい
- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という声にどう応えるか

「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための
選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

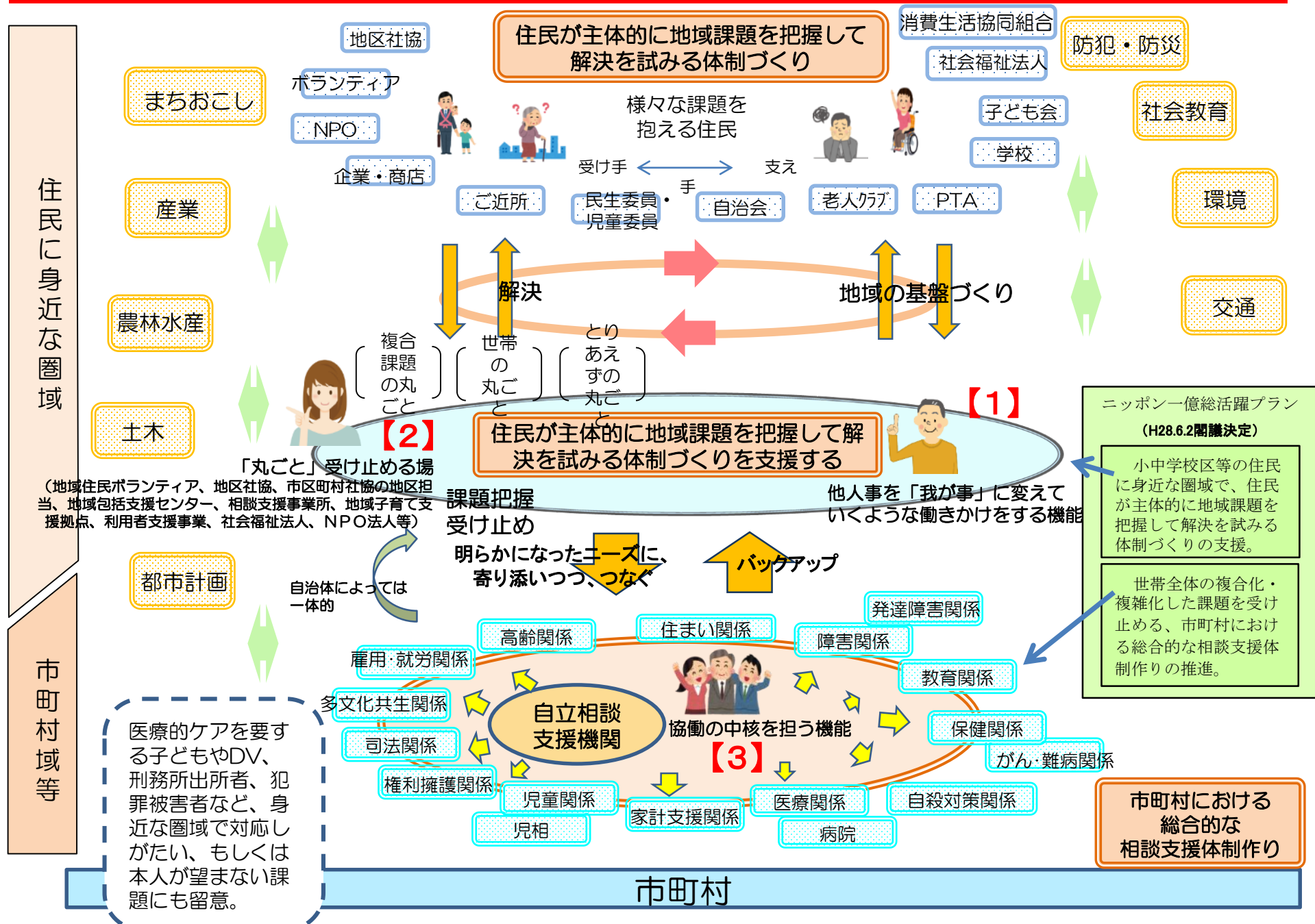
○重視していただきたい視点：

- 「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- 成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

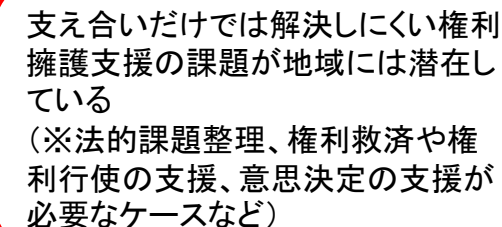
○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

- 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
（「基本計画」の「施策目標」に明示）

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



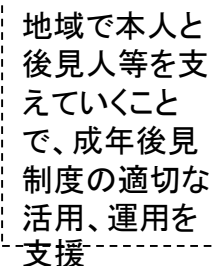
地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



- ◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、その人らしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。
- ◎支え合う住民も、安心して生活することができる

早期に「権利擁護支援」の必要性(法的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

◎地域や住民の権利擁護支援の意識
の醸成等(我が事として意識)
◎「丸ごと」受け止める場で明らかに
なった権利擁護支援のニーズに寄り
添いつつ、中核機関へつなぐ



3 成年後見制度利用促進基本計画の取組状況

(1) KPIの設定と中核機関の整備等の状況

成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I	
令和元年5月30日	
工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村） （参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）
II 市町村計画の策定	・<u>市町村計画を策定した市区町村数</u> 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	・<u>中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数</u> 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村） ・<u>協議会等の合議体を設置した市区町村数</u> 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%） ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律（190）

「骨太」「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

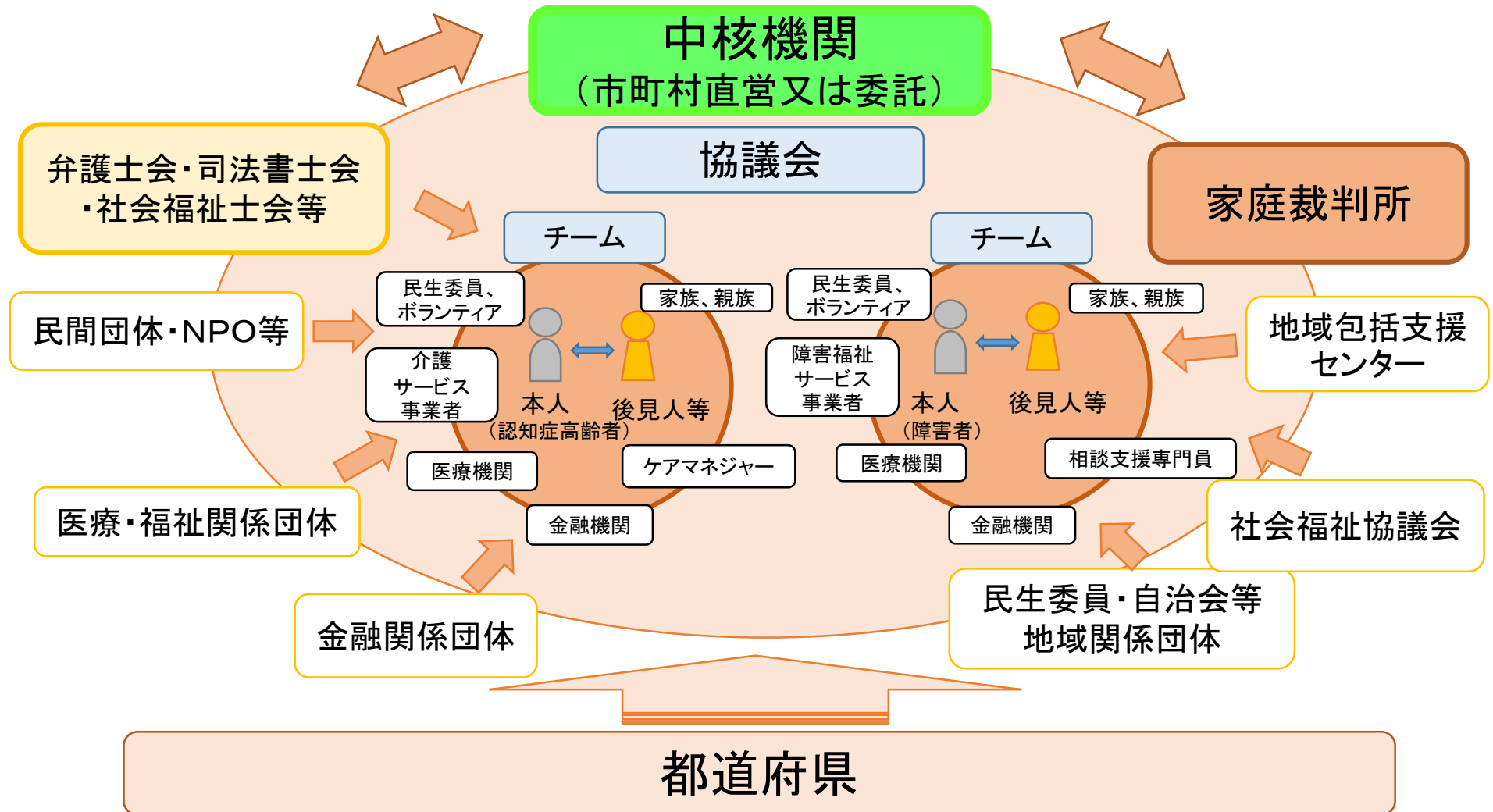
- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
 - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
 - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
 - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
 - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

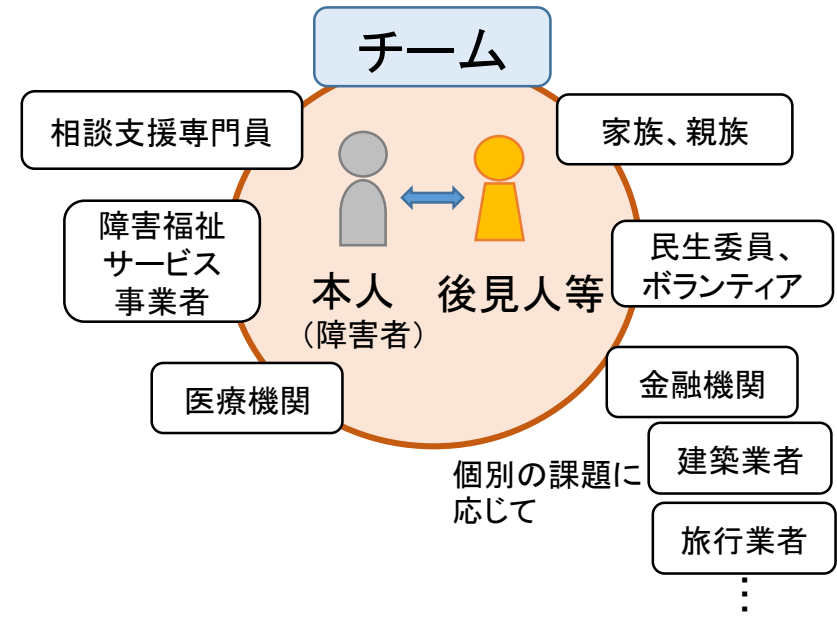
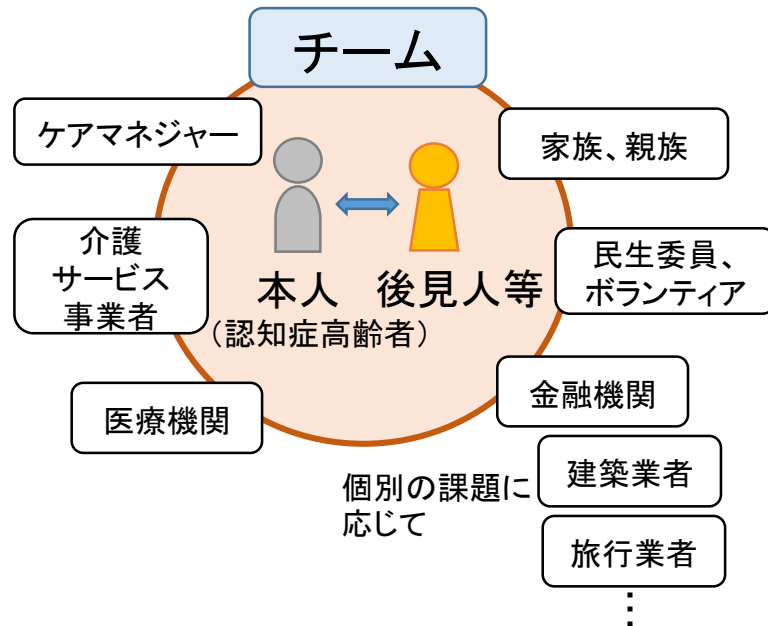
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

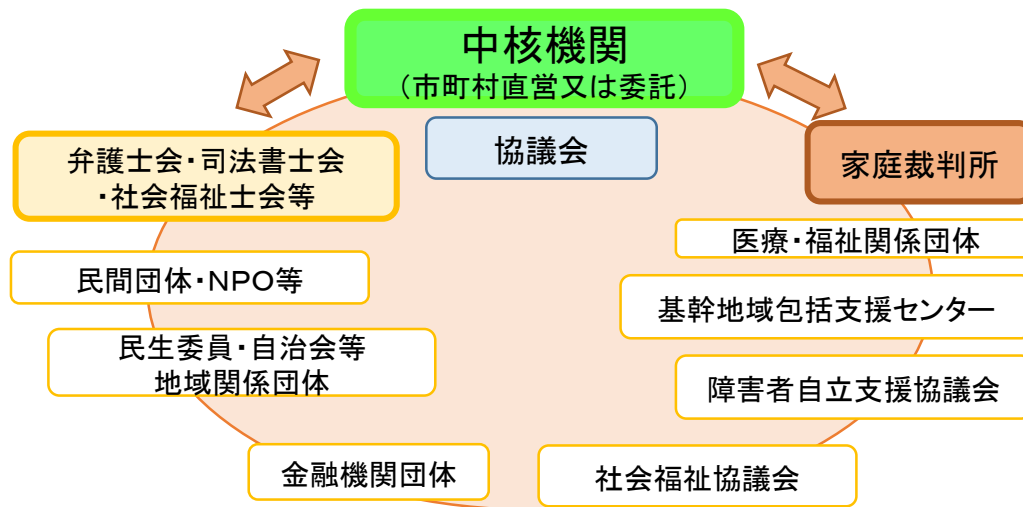
家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア: 日常生活圏域など

「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容: 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例: 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

エリア: 自治体圏域～広域圏域

「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者マッチング）、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 （市町村直営又は委託）

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
（いわゆる箱物新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

中核機関整備のための手続き

中核機関整備のための手続きは、明確に定められているものではありませんが、**書面で記録を残しておく**と、**組織として決定したということが明確**になり、実効性を高めることができると考えられます。

例)

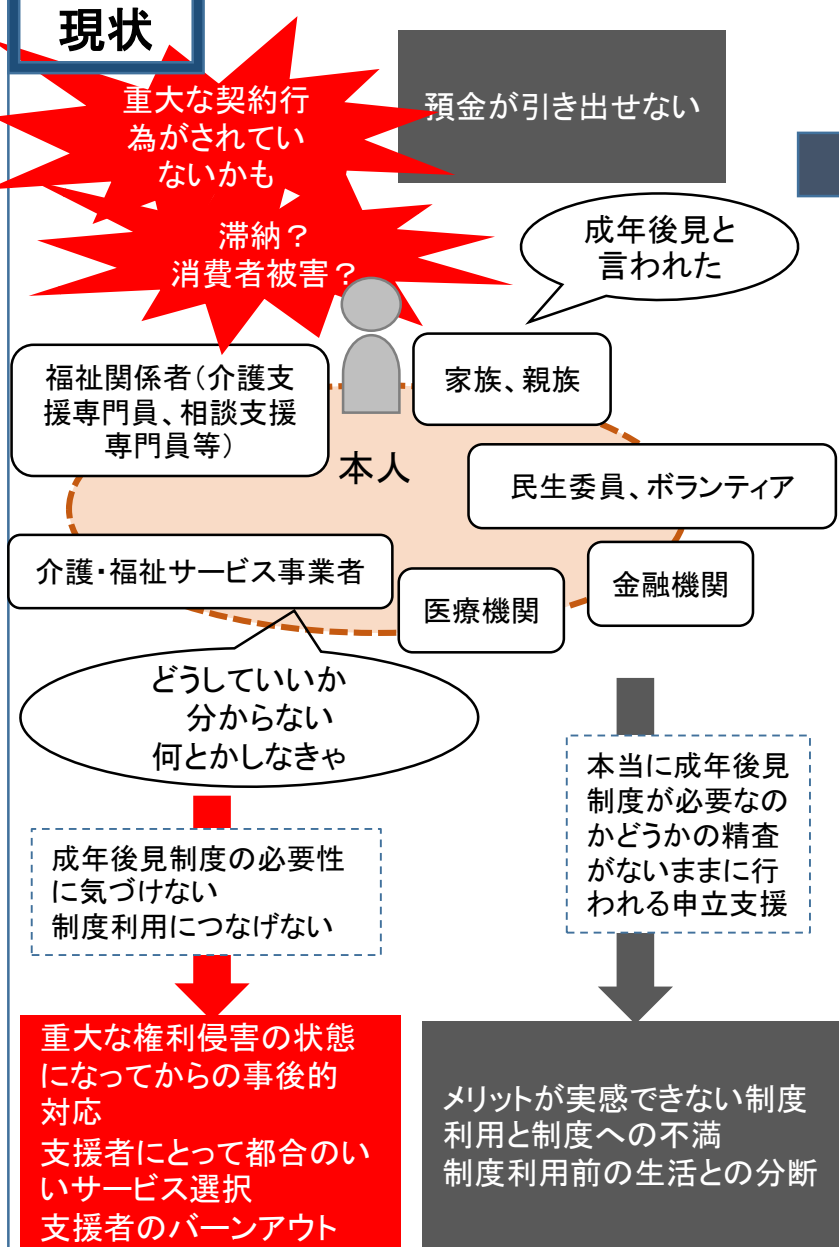
- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きp.7より引用

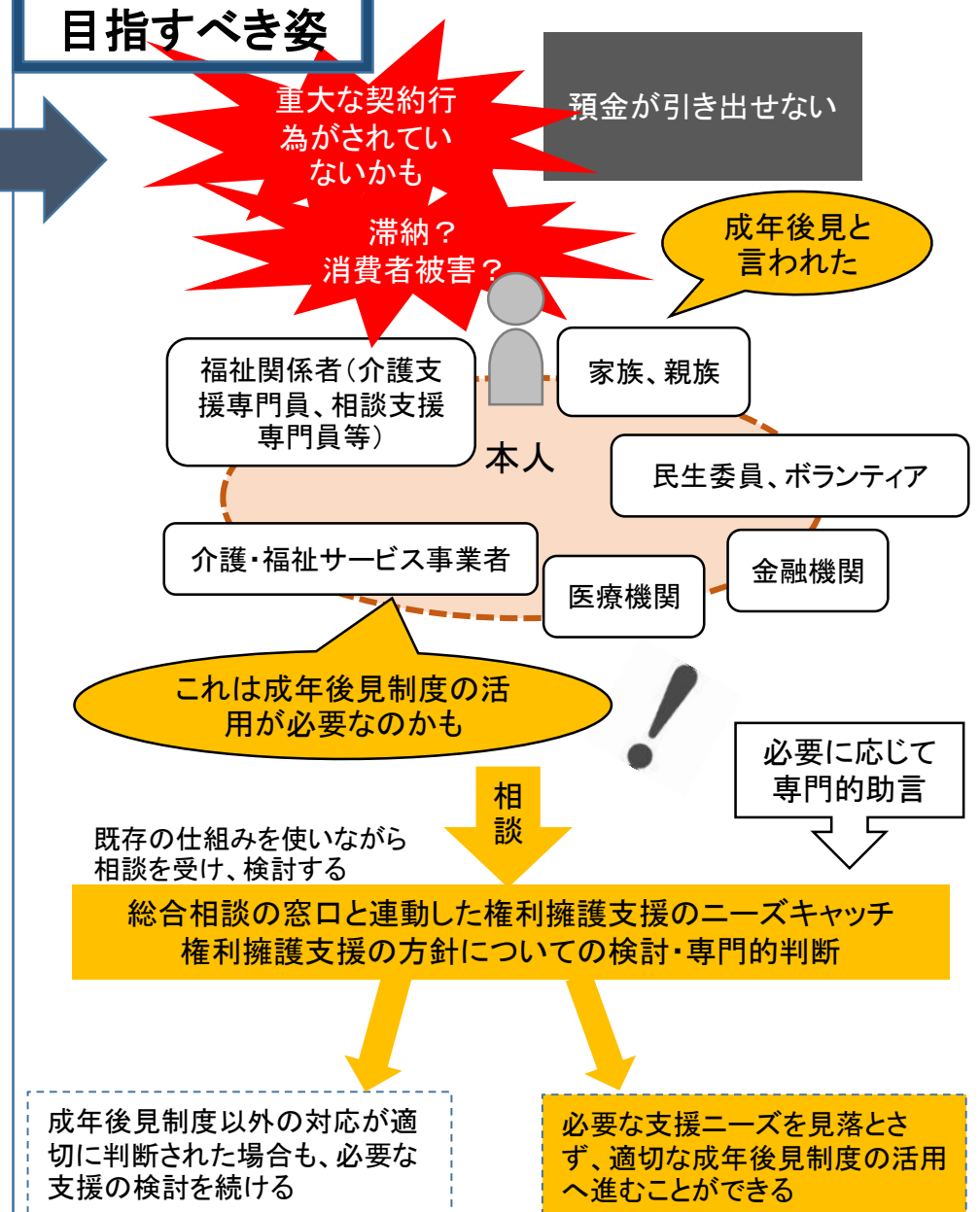
地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

現状



目指すべき姿



成年後見制度利用促進機能

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

現状



適切な候補者のイメージがよく共有されないまま

選任

申立



身上保護、意思決定支援、本人らしい生活を送るための財産活用の観点で、利用者がメリットを実感できないような後見人等の選任が起ってしまうことがある

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官等

目指すべき姿



【受任者調整】
申立の妥当性の確認
申立のあり方の検討
求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討
中立性・公平性の担保

候補者のイメージを共有
適切な後見人の選任

選任

候補者推薦

法人後見実施機関

市民後見人

医療・福祉
関係者

中核機関

市町村
担当者

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

【上流】の権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断を経て【受任者調整】へ進む

申立相談



利用者がメリットを実感できる後見人等の選任

関係機関

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官等

地域住民

後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくい
なくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

どうしてもいい分からない
誰にも相談できない



家族、親族

民生委員、ボランティア

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

介護・福祉サービス事業者

本人

医療機関

金融機関

本人の判断能力が回復しない限り、後見等
が継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形
成されていないという情報が、家裁にきちん
と伝わらない
後見人等に不正な行為等の任務に適しない
事由がない限り、後見人等が解任されない

メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない後
見活動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」に
よる対応

本人と後見人等の関係がうまくい
なくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

他の支援体制への切替
えが望ましいと考えられ
る場合

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

介護・福祉サービス事業者

本人

医療機関

金融機関

家族、親族

民生委員、ボランティア

後見人等

支援
地域の相談機関による
モニタリング・チームへの支援

相談
助言

必要に応じ支援
チーム支援やモ
ニタリングの適切
性の検討
不正可能性や後
見人等の交代に
ついての検討

法人後見実施機関

市民後見人等

医療・福祉
関係者

中核機関

市町村
担当者

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

家庭裁判所

必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

必要に応じて
交代、類型変更等

利用者がメリットを
実感できる成年後
見制度の利用

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画p.11～p.15)

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

(市民後見人や法人後見の担い手などの
育成・支援)

(c)日常生活自立支援事業等関連制度から
のスムーズな移行

④ 後見人支援機能

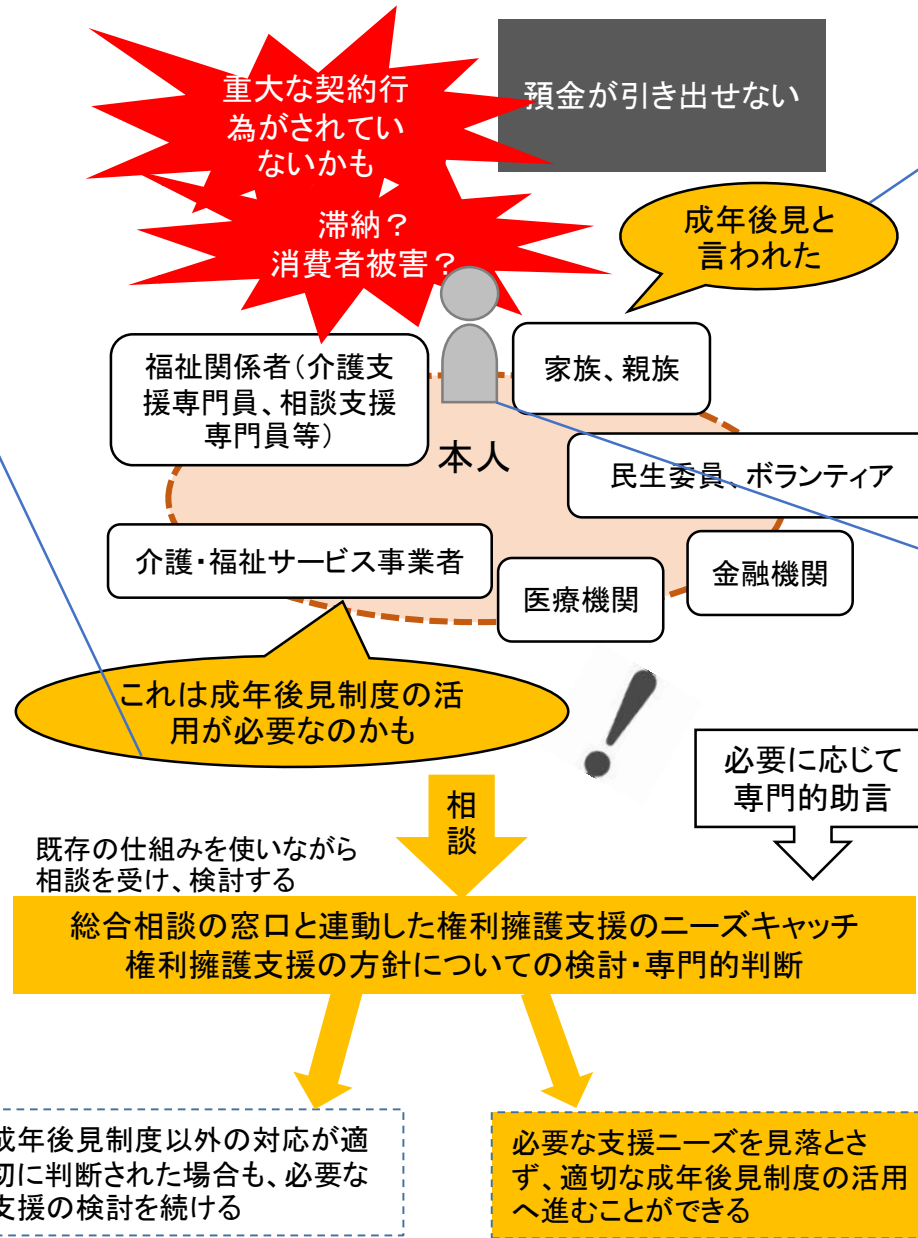
⑤ 不正防止効果

身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報する

- パンフレット
- 研修会
- セミナー
- 出前講座

本人や、チームに加わる関係者へ広報する

メリット、留意点を含めて説明する
成年後見制度だけでなく、様々な権利擁護支援の仕組みについて説明する



成年後見制度の活用について提案されたり、検討したりする際に、どこが公的相談窓口なのか、市民に分かるように広報する

判断能力がしっかりしている頃から、不十分になった時にどう備えるか(任意後見)、あるいは、判断能力が不十分になり始めた頃から(補助、保佐)、自分の自身の権利擁護の在り方について考えられるように支援する

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

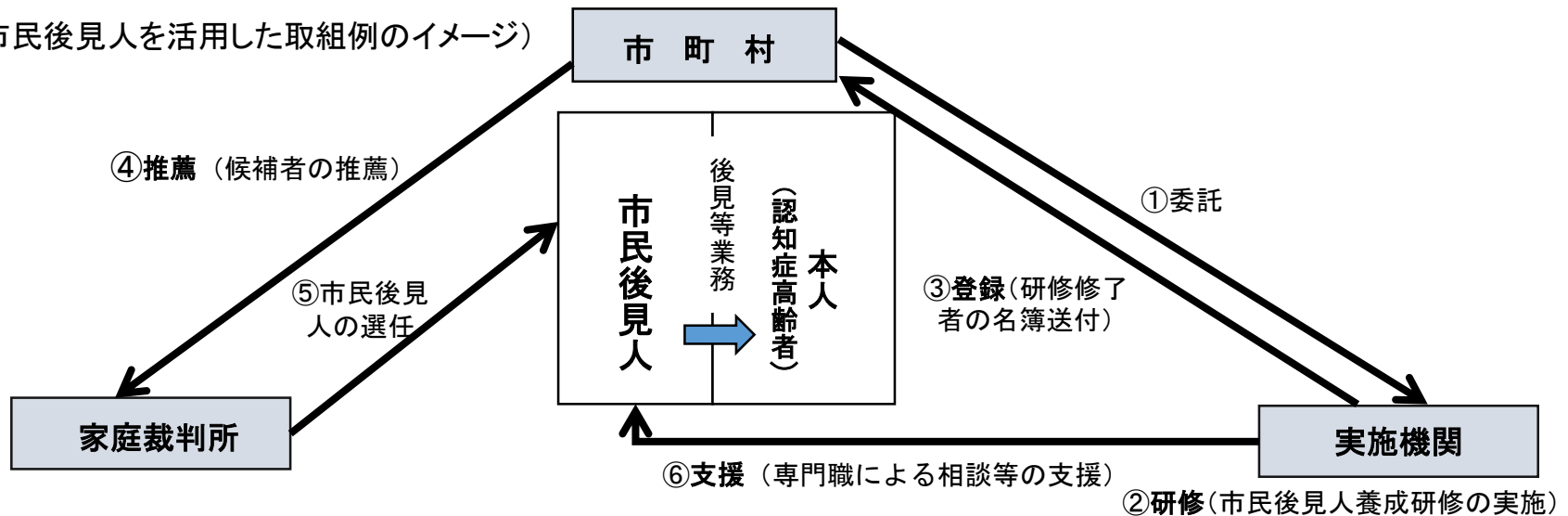
※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）

2012年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）

→ 2025年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成30年 36,549件）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

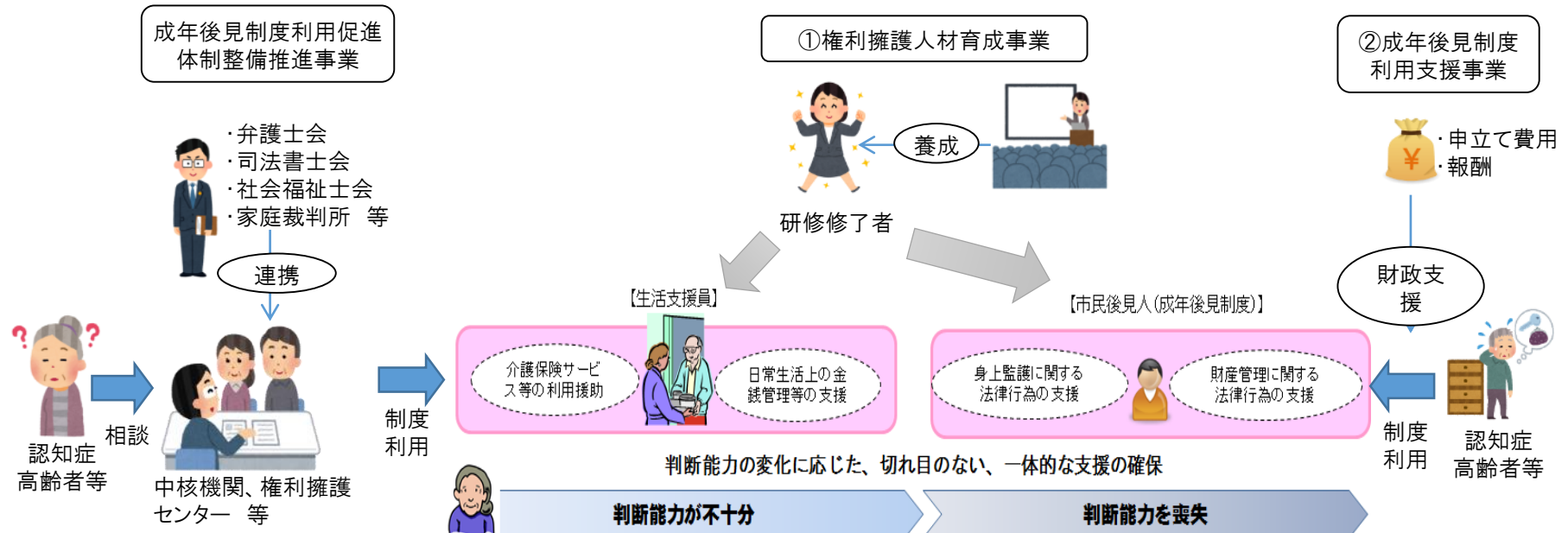
認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

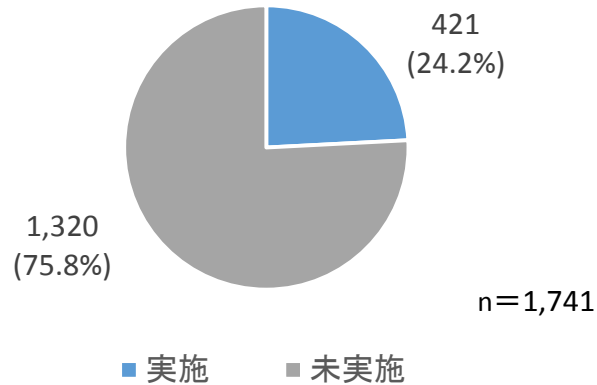
事業内容(令和元年度予算)

- ① **権利擁護人材育成事業** **地域医療介護総合確保基金(介護分) 82億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ② **成年後見制度利用支援事業** **地域支援事業 1,941億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。
- ※ **成年後見制度利用促進体制整備推進事業 3.2億円(社会・援護局に計上)**
成年後見制度利用促進のため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。



市民後見人の養成・活動状況（H29度末）

市民後見人を養成している
市区町村数



○養成者数 1万4,140名

（※H29度末までの累計）

【市民後見人の活動状況】

○成年後見人等の受任者数

1,379名（9.8%）

○成年後見人等以外の活動に従事する者の数

・法人後見の支援員

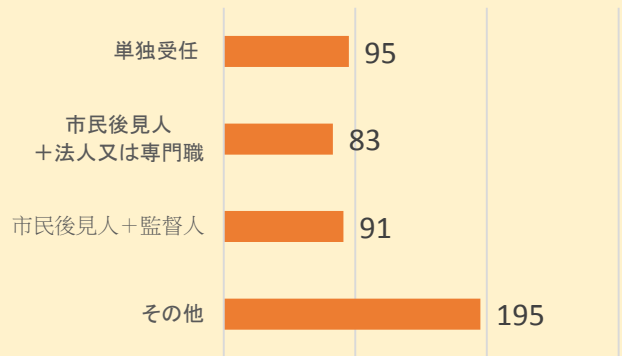
1,612名（11.4%）

・日常生活自立支援事業の生活支援員

1,965名（13.9%）

（※累計ではなくH29度末時点）

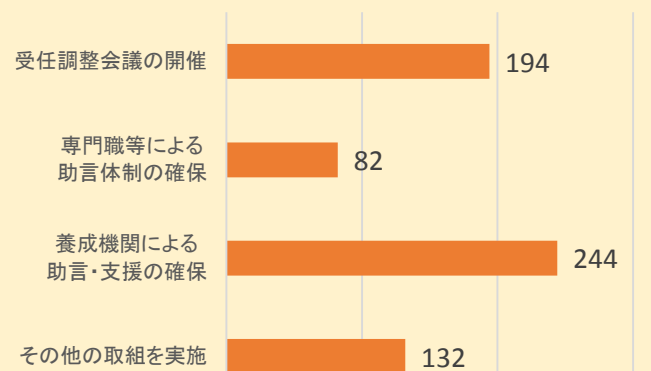
市民後見人による
成年後見人等の受任態様



※408自治体が回答（複数回答可）

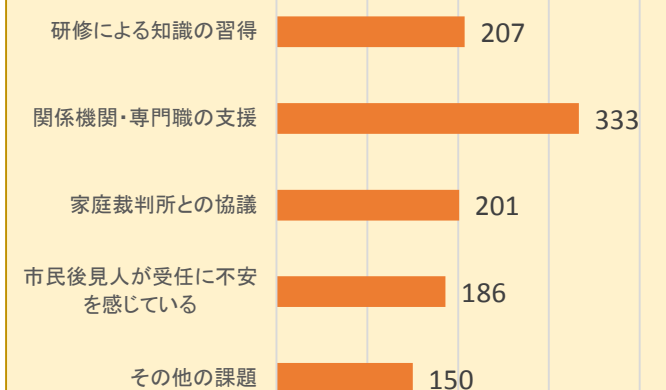
※その他（市民後見人複数、受任実績なし等）

市民後見人の受任調整・
支援体制



※380自治体が回答（複数回答可）

市民後見人の受任に
当たっての課題



※568自治体が回答（複数回答可）

市民後見人の選任と支援態勢の具体例

【資料5】

市民後見人候補者が推薦される事案

首長申立型

首長申立の事案

申立支援型

養成機関が申立支援を行った事案

裁判所依頼型

裁判所が適当と考えて養成機関に市民後見人候補者の推薦を依頼した事案（リレー型を含む）

市民後見人の選任形態

複数選任型

当初は市民後見人と社協等※の後見人を選任
本人の生活安定後に社協等後見人が辞任
※社会福祉協議会、NPO法人、専門職など

監督人選任型

市民後見人と社協等の後見監督人を選任

単独選任型

当初から市民後見人を単独で選任

リレー型

当初は社協等を後見人に選任
本人の生活安定後に市民後見人に交代

※このほか、社協等の法人を後見人に選任し、市民後見人養成研修の修了者がその法人のスタッフとして活動する場合もある。

市民後見人に対する支援態勢の具体例

想定される支援の主体

社協等
後見人

社協等後見人の辞任後

社協等
後見監督人

養成機関
(中核機関)

養成機関等が行う支援の内容

日常の活動に関する相談への対応 ※

- ・ 日常的な相談対応
- ・ 定期的な報告の受領
- ・ 財産管理・身上監護の状況確認と適切な後見事務を行うための助言
- ・ 裁判所への報告書や財産目録作成の支援
- ・ 定期的な相談会の実施

専門的な知見を要する相談への対応 ※

- ・ 専門職相談員による相談対応
- ・ ケース会議の実施による方針策定の支援

※ 各地の実情等によって異なり得る。



市民後見人の選任やその支援はマッキングや親族後見人支援と共通点が多く、今後の検討の参考となる

① 成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和元年度予算額(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数(平成30年度:493億円、平成29年度:488億円)

5. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村(平成29年:313市町村、平成28年:267市町村)

市民後見人を活用した法人後見への支援

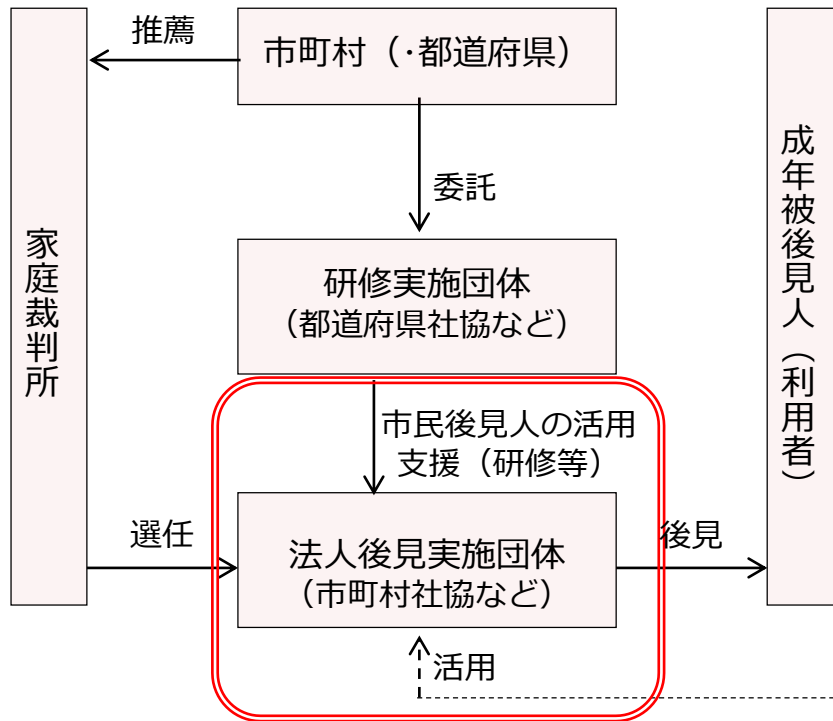
● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

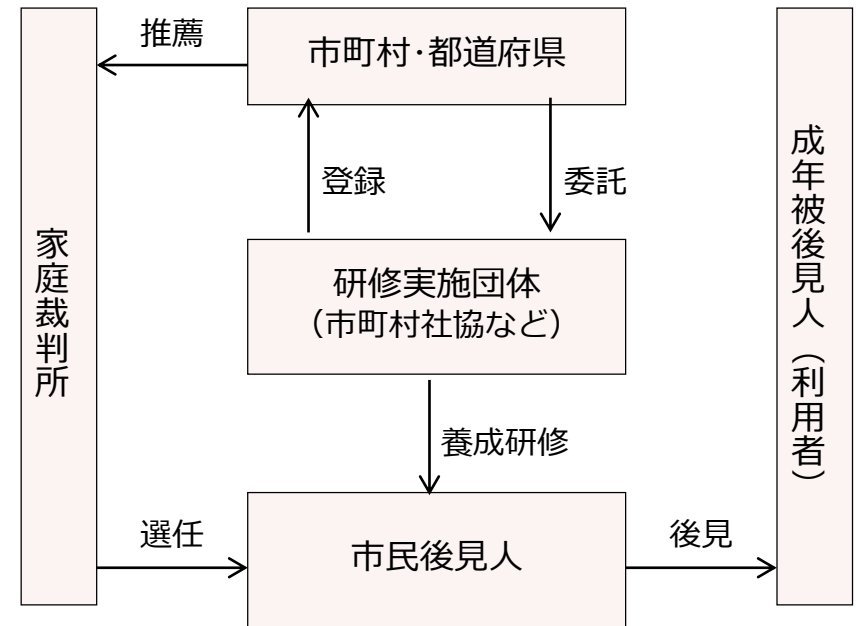
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



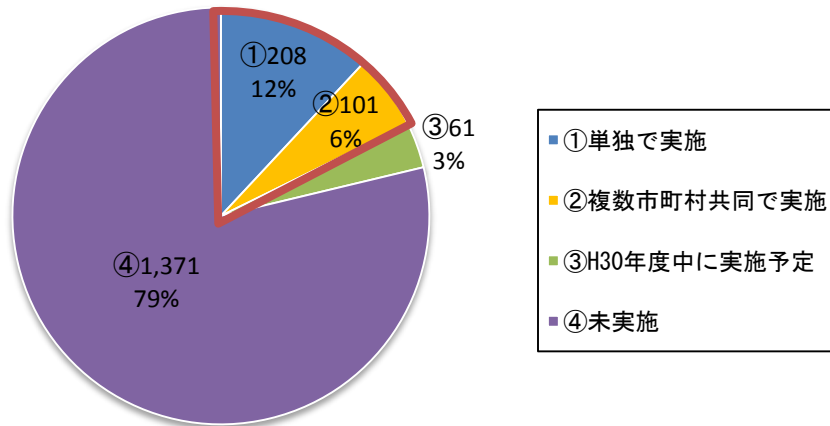
（参考）



成年後見制度法人後見支援事業について

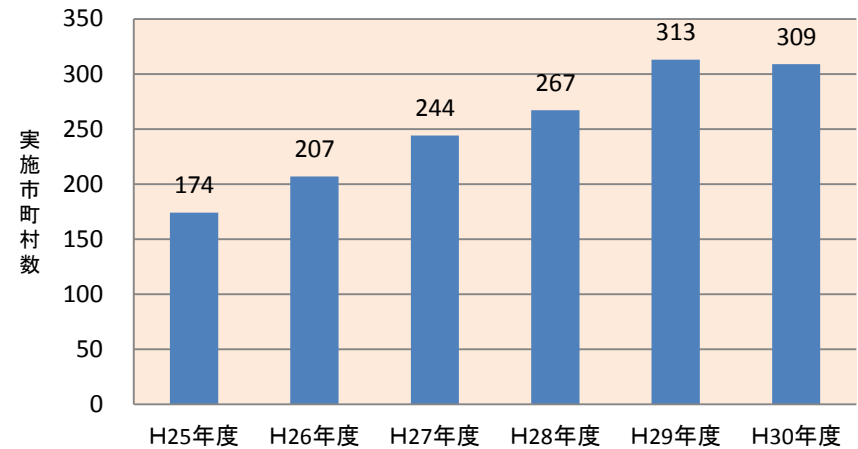
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

市町村数: 1,741



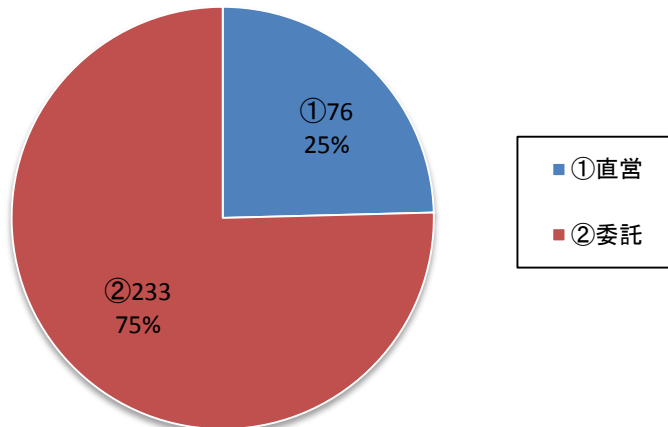
成年後見制度法人後見支援事業の実施市町村数(経年比較)

市町村数: 1,741



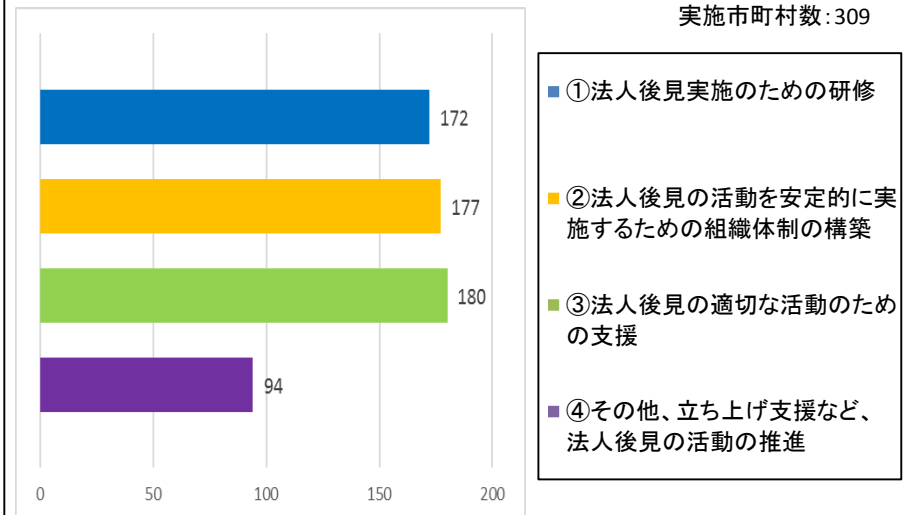
成年後見制度法人後見支援事業の実施方法

実施市町村数: 309



成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容

実施市町村数: 309

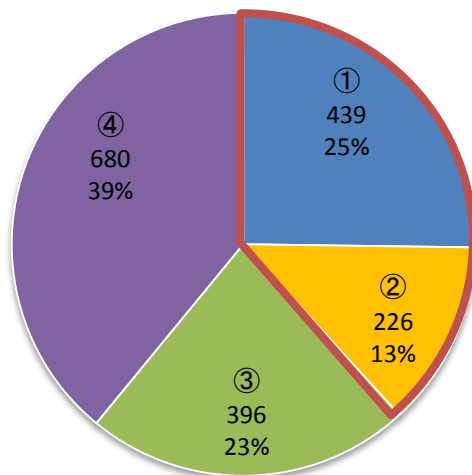


※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

成年後見制度法人後見の実施状況について

市区町村における法人後見を実施している法人等の有無

市区町村数：1,741



- ①管内に実施している法人等がある
- ②管内に実施している法人等はないが、近隣に所在する法人等で実施しており、利用できる
- ③管内及び近隣において実施している法人等はない
- ④不明

法人後見を実施している法人(事業所)の数

	法人数	%
社会福祉法人(社会福祉協議会)	365	73.0%
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く社福)	7	1.4%
特定非営利法人(NPO法人)	78	15.6%
一般社団法人	25	5.0%
公益社団法人	7	1.4%
一般財団法人	3	0.6%
公益財団法人	1	0.2%
営利法人(株式会社)	1	0.2%
その他(司法書士事務所等)	13	2.6%
合 計	500	100.0%

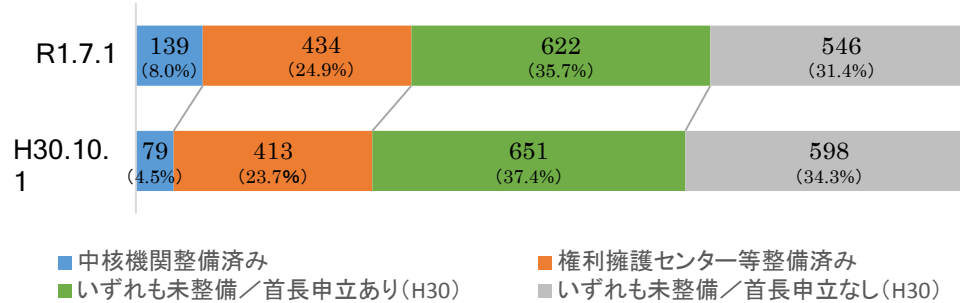
(注) 法人後見事務については自治体による指定等が必要な事務ではないため、調査時点で自治体が捕捉している情報である。

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（速報値）

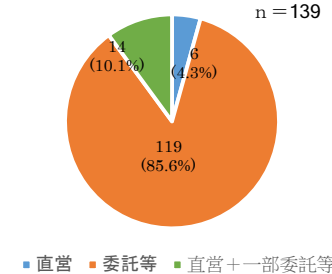
調査概要：全国の市区町村（1,741自治体）及び47都道府県

調査時点：令和元年7月1日（一部の調査項目は平成30年度実績等）

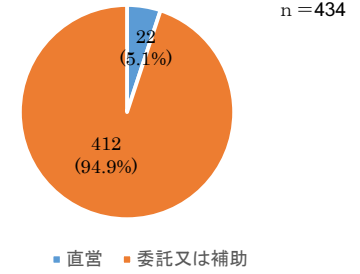
中核機関・権利擁護センター等の整備状況等



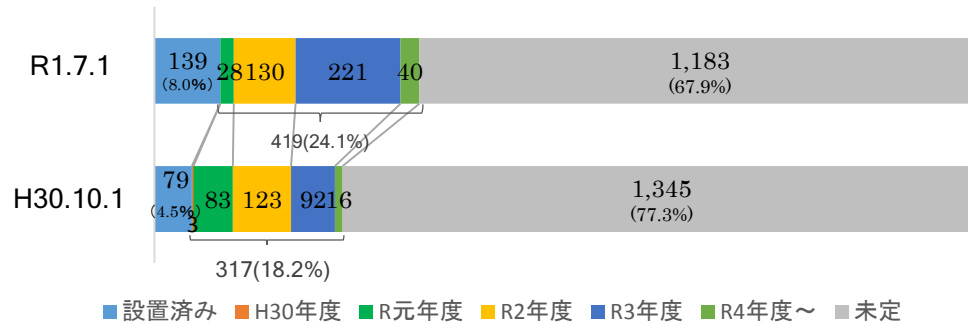
中核機関の運営主体



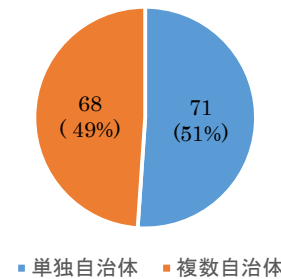
権利擁護センター等の運営主体



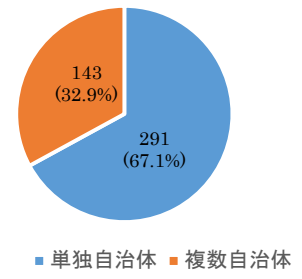
中核機関の整備（予定）時期



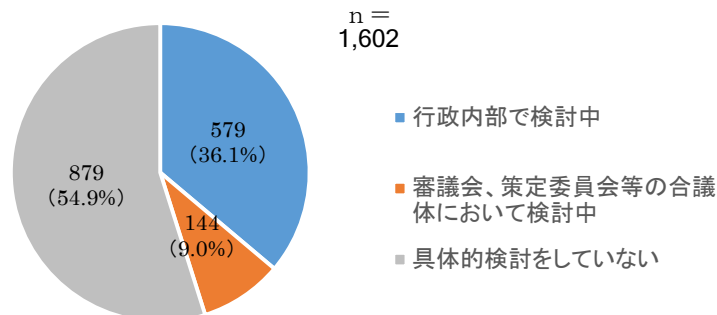
中核機関の設置区域



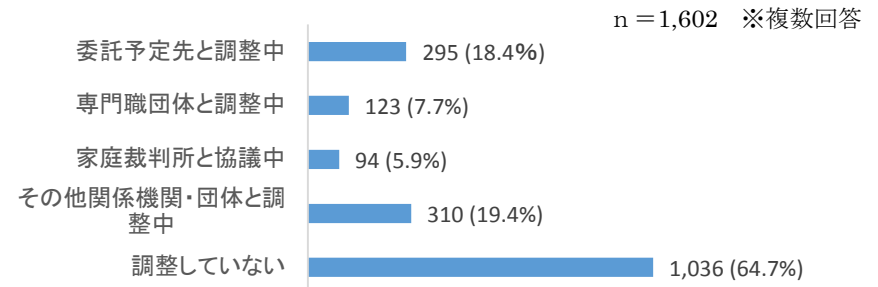
権利擁護センター等の設置区域



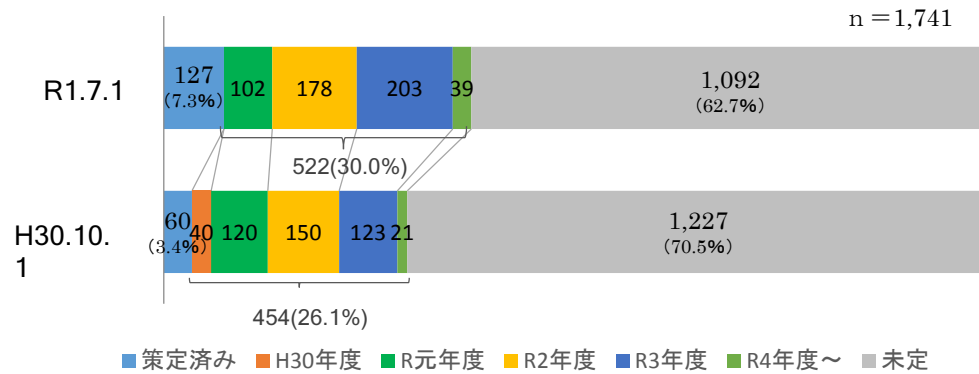
中核機関の整備に向けた検討状況



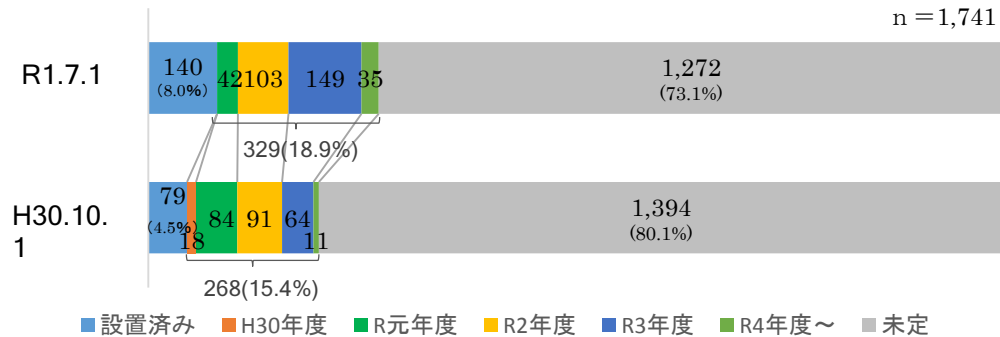
関係団体等との調整状況



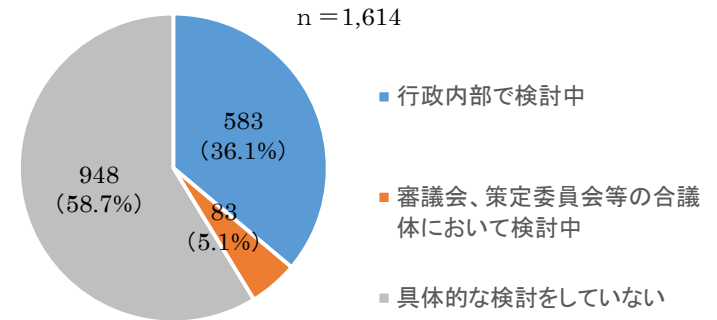
市町村計画の策定状況、策定（予定）時期



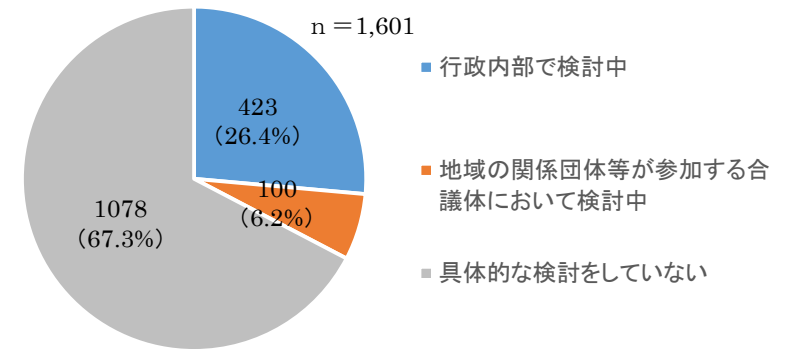
協議会等の設置状況、設置（予定）時期



策定に向けた検討状況



設置に向けた検討状況

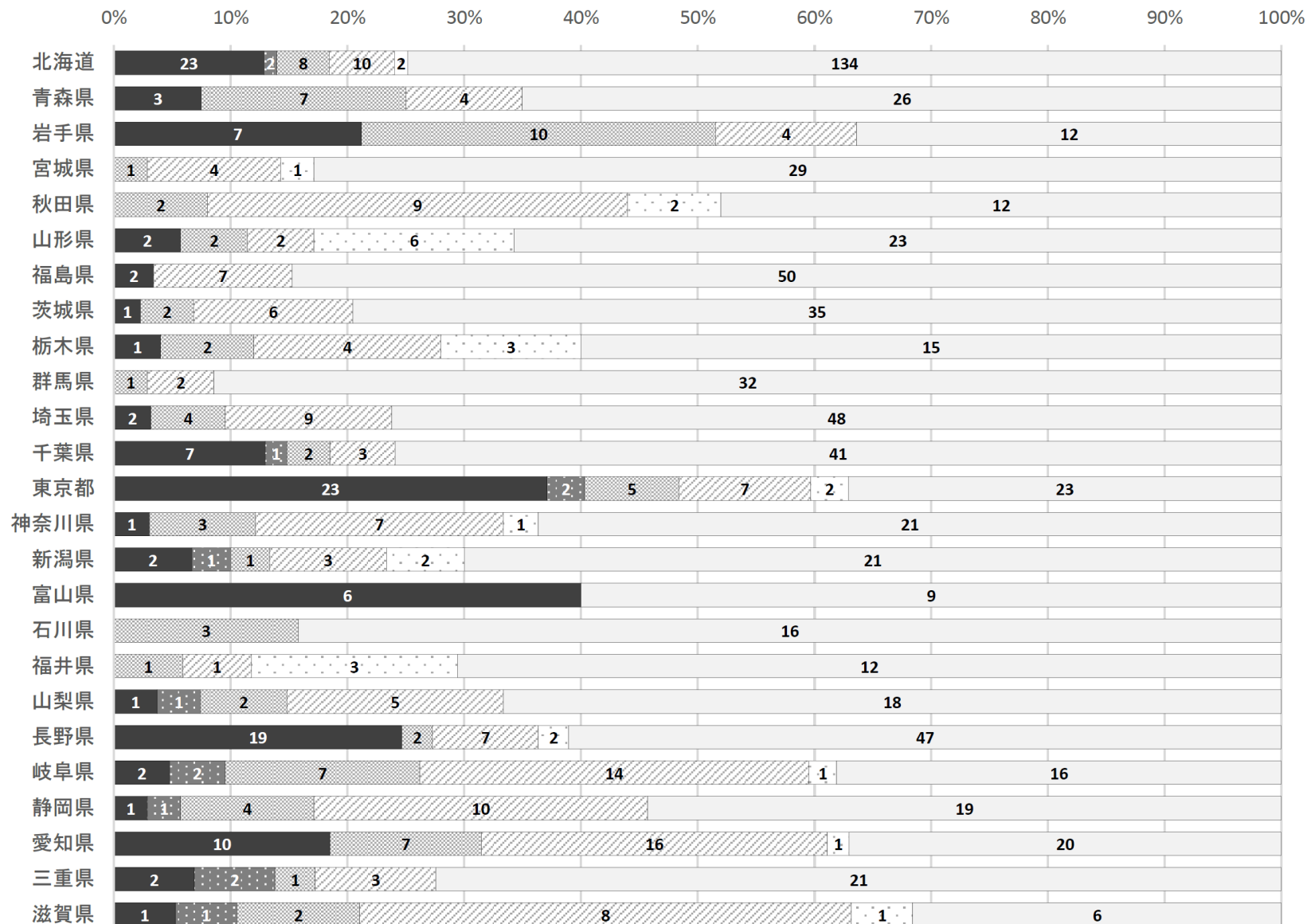


市区町村長申立の実施状況

	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施 市区町村数
平成30年度実績	6,540	712	595	7,847	1,048
平成29年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

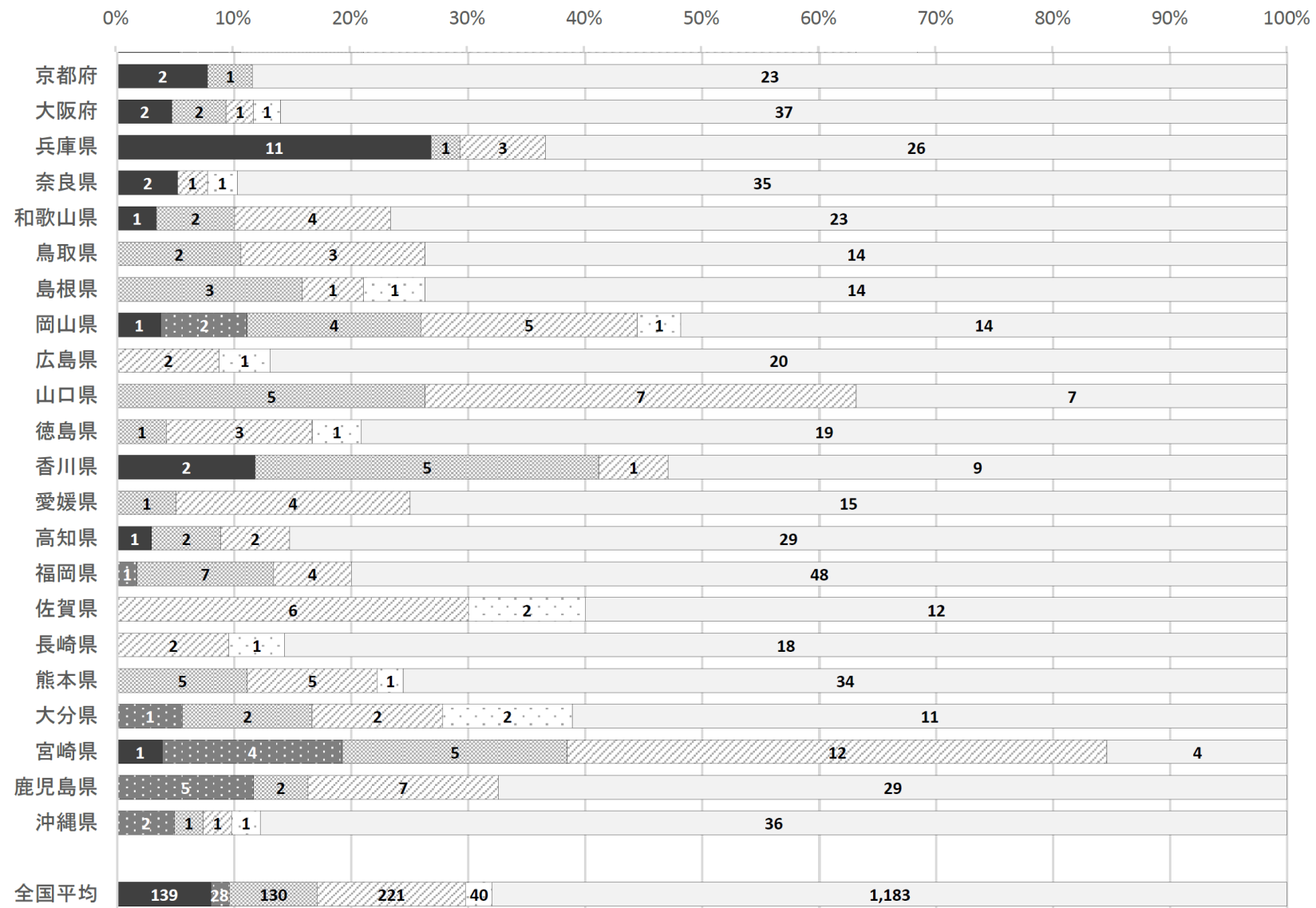
(件数)

中核機関の整備(予定)時期(都道府県別) その1 令和元年7月1日時点



■ 整備済み ■ 令和元年度予定 ■ 令和2年度予定 ■ 令和3年度予定 □ 令和4年度予定以降 □ 未定

中核機関の整備(予定)時期(都道府県別) その2 令和元年7月1日時点



■ 整備済み ■ 令和元年度予定 ■ 令和2年度予定 ▨ 令和3年度予定 ▩ 令和4年度予定以降 □ 未定

社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

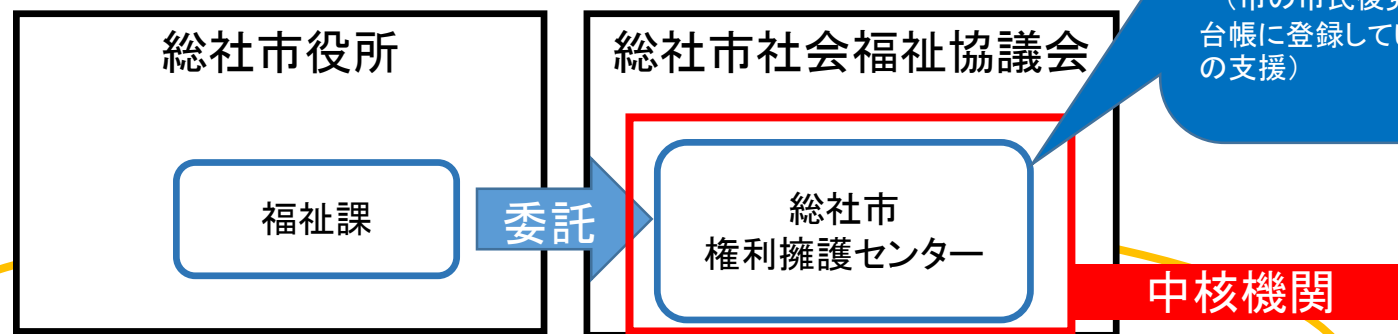
自治体概要

人口 約68,994人
面積 約211.9km²
高齢化率 28.0%



ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。



協議会：総社市権利擁護センター運営委員会

社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- 相談支援（後見人支援含む）の確認や、本人にとってこういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。

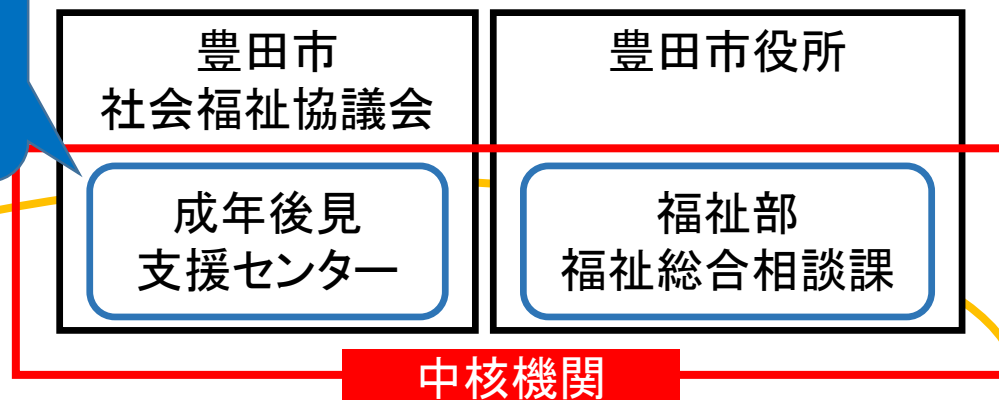


制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるよう、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成



センター・3専門職・市役所による定例会の様子
(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能



協議会

- ①センター定例会(事例検討)【運営】成年後見支援センター
- ②豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定)【運営】豊田市

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

人口	約76,400人
面積	約9.05km ²
高齢化率	約24.3%



ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

志木市役所

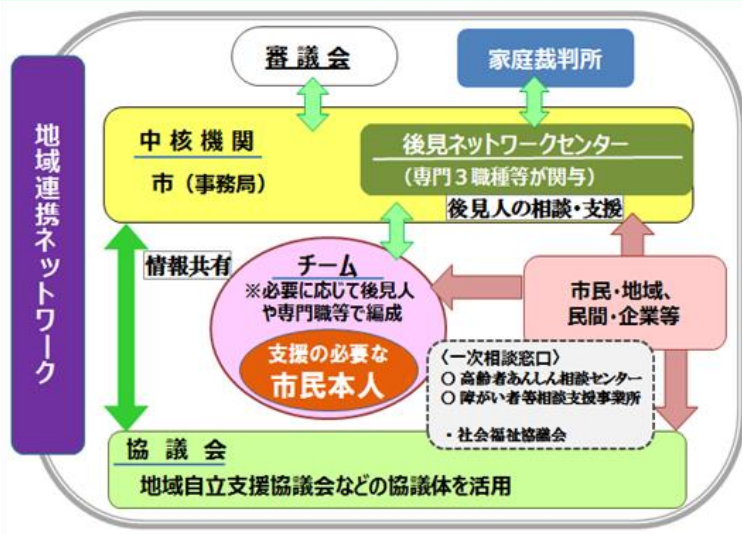
長寿応援課
権利擁護
グループ

後見
ネットワーク
センター

中核機関

協議会：自立支援協議会などの協議会を活用

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ



直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

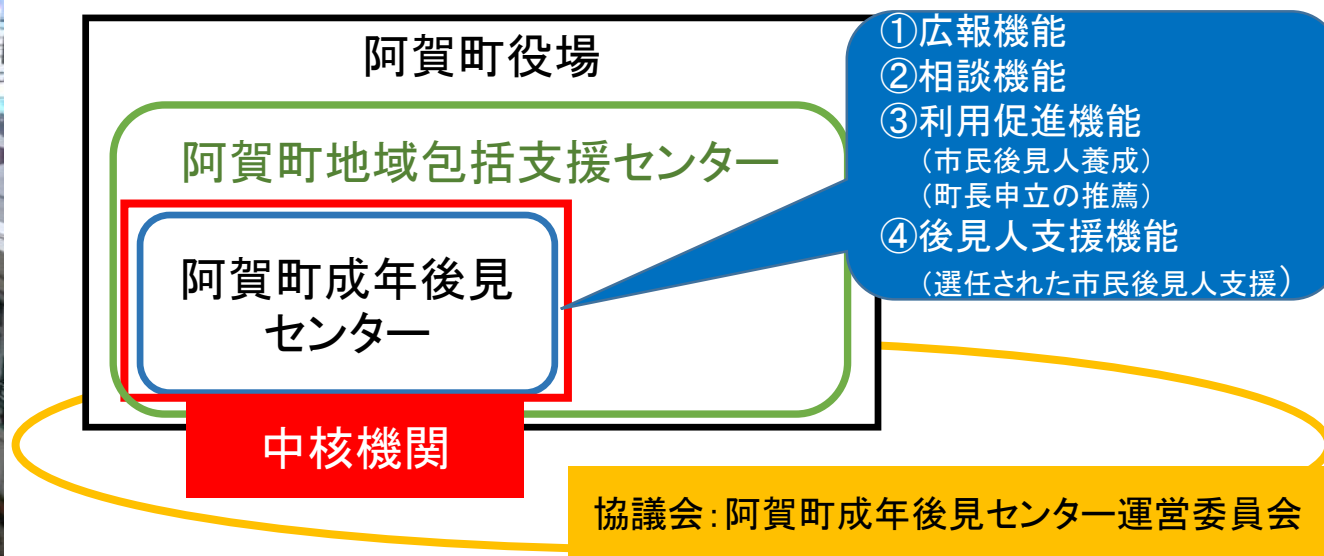
自治体概要

人口 約11,000人
面積 約953km²
高齢化率 46.9%

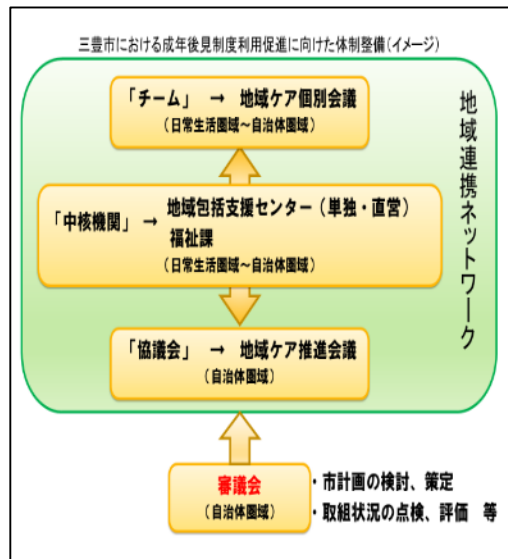


ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、阿賀町成年後見センター事業実施要綱の告示と、看板の併記（写真）をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、阿賀町成年後見制度利用促進基本計画によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件（終了案件含む。うち首長申立6件）を受任。



人口	約66,000人
面積	約222.70km ²
高齢化率	34.9%



- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会でも中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



内部の権利擁護部署を統合して権利擁護センターを整備(岐阜県関市)

自治体概要

人口 約89,000人
面積 約472km²
高齢化率 約29.2%

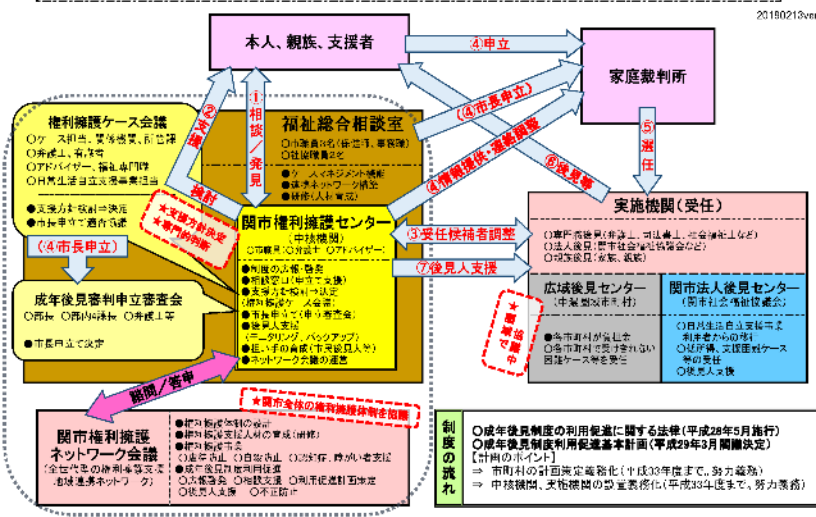


ポイント

- 地域共生社会の取組で市の内部で設置した福祉総合相談室（市職員3名、市社協職員2名）に「関市権利擁護センター」を整備し、平成31年3月に中核機関とする。（「関市権利擁護センター事業実施要綱」の市長決裁による）
- 中核機関内に、個別ケースの支援方針を協議決定する「権利擁護ケース会議」を設置した。また、成年後見にとどまらず、虐待防止、自殺防止を含めた市全体（全世代を対象）の権利擁護課題を検討する「権利擁護ネットワーク会議」を整備し「協議会」として位置づけた。
- 関市社会福祉協議会の関市法人後見センターで、法人後見を受任。

関市における成年後見制度利用支援体制「中核機関」イメージ図

20180213ver



関市役所

福祉総合相談室

関市 権利擁護センター

中核機関

協議会：権利擁護ネットワーク会議

①広報機能

②相談機能

※受任調整や後見人支援は、今後取り組む予定

協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要 H31.3.31現在
(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)
人口 125,205人
面積 576.8km²
高齢化率 41%



各市町社協

協力

ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。（修了者24名）
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。

鴨川市社会福祉協議会

中核機関

社協の事業として
法人後見事業を実施

安房地域権利擁護推進センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成研修)
(研修修了者のフォローアップ)
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人
及び親族後見人の支援)

協定

館山市

鴨川市

南房総市

鋸南町

幹事市が
委託

協議会(安房地域権利擁護推進センター
運営委員会)

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



各市町村社協

協力

ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、センター運営委員会で決定し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

- ①広報機能
- ②相談機能(二次)
- ③利用促進機能(二次)
- ④後見人支援機能(二次)

伊那市社会福祉協議会

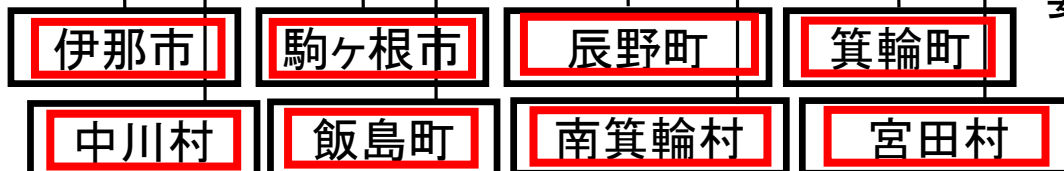
上伊那成年後見センター

中核機関

- ②相談機能(一次)
- ③利用促進機能(一次)
- ④後見人支援機能(一次)

中核機関

各市町村が委託



協議会:各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

NPO法人での広域整備型 尾張東部権利擁護支援センター

自治体概要(H31年4月現在)

〔瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、
長久手市、東郷町の6市町〕

人口 475,312人
面積 230.14km²
高齢化率 24.1%



ポイント

- 6市町が協定を結んだ上で、幹事市（持ち回り）がNPO法人へ委託して平成23年10月より、「尾張東部成年後見センター」を広域設置。
- 「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱」（平成30年4月1日より施行）によって設置された「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会」が、平成31年3月に日常生活自立支援事業や虐待対応を含む権利擁護支援計画として「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定。（委員会が広域計画を策定し、令和元年から各市町ごとに行政手続き中《単独計画、地域福祉計画等に包含》）
- この計画により平成31年4月より中核機関という位置づけとなり令和元年10月から「尾張東部権利擁護支援センター」と名称を変更。
- コーディネート機能を重視し、センターによる法人後見は、相談員一人当たりの被後見人等数10人までという目安を設け、各市町における法人後見実施機関の配置を長期的に目指している。

各市町社協

協力

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

幹事市が委託
(今年は瀬戸市)

NPO法人尾張東部権利擁護支援センター

中核機関

協定

瀬戸市

尾張旭市

豊明市

日進市

長久手市

東郷町

協議会: 尾張東部権利擁護支援センター適正運営委員会
成年後見制度利用促進進行管理推進委員会

都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社
会福祉協議会、専
門職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進ま
ない自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体と
の連携を含む)

担い手確保や市町村職
員等の資質向上

市民後見
人の養成
推進

法人後見
の立ち上
げ推進

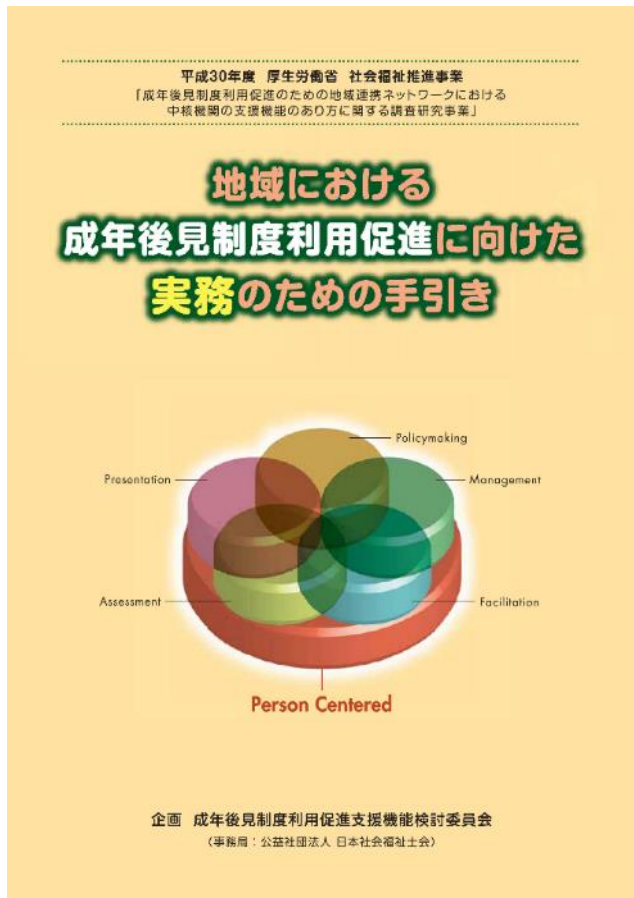
市町村職員や
中核機関職員等
の研修

体制整備のための手引き



- 特にこれから体制整備を進める市町村等の参考のため
- 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、**中核機関の設置**に重点

実務のための手引き



- 体制整備の手引きで示されている段階ごとに**実務の実践例**を紹介
- **アセスメント項目**（情報収集・分析項目）の案を、ワークシート形式で提示
- 本人情報シートとアセスメント項目との関係も解説

市町村計画策定の手引き

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村 成年後見制度利用促進基本計画 策定の手引き

平成 31(2019)年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に
基づく**市町村計画策定のための手引き**
- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを説明
- 協議会設置要綱等の参考資料も掲載
- 成年後見制度利用促進室のホームページに掲載

市町村計画の法的根拠と国基本計画で示されている内容

成年後見制度利用促進法第14条、国基本計画p.20～21

「国基本計画」で示されている
市町村計画を定めるに当たって
具体的に盛り込むことが望ましい内容

●権利擁護支援の地域連携 ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

●地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営方針

●地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

●「チーム」「協議会」の具体化の方針

●成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

【盛り込むことが望ましい内容】について、さらに具体化

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

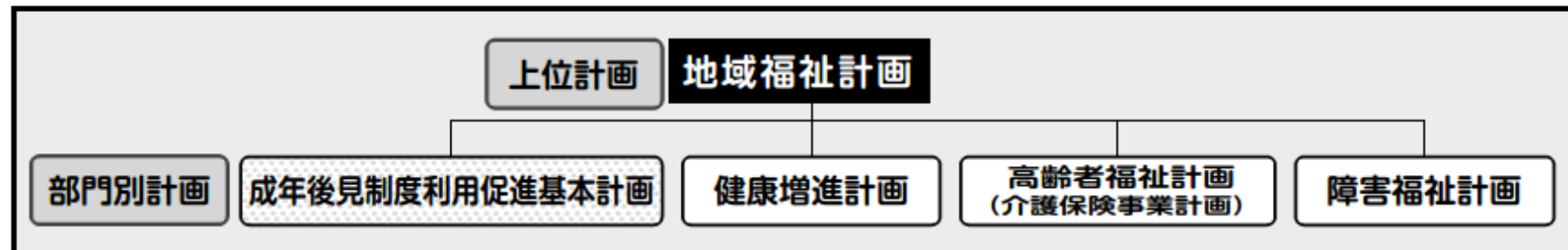
- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

市町村計画の2つのパターン

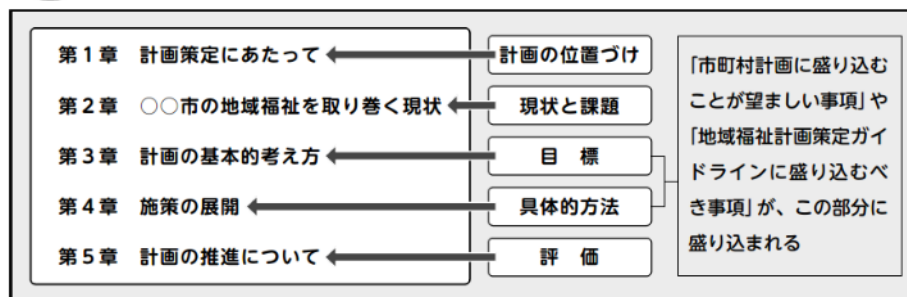
例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



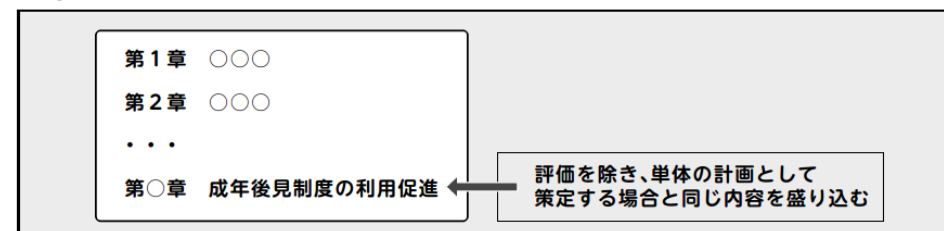
例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



「市町村計画策定のための手引き」p.24

1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

（1）現状 「市町村計画策定のための手引き」p.36参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

（2）課題 「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

3 今後の取組 事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

（1）本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

（2）中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

（3）助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価 「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

3 成年後見制度利用促進基本計画の取組状況

(2) 制度の運用改善に向けた取組・検討状況

- ① 診断書の改定・本人情報シートの作成(H31.4～運用開始)
- ② 後見人等による意思決定支援(検討中)
- ③ 適切な後見人の選任と報酬(検討中)
- ④ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(R1.5)
- ⑤ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金(順次導入)
- ⑥ 欠格条項の見直し(R1.6成立)

成年後見制度における診断書の改定及び本人情報シートの作成について

改定の経緯

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、診断書の書式を改定し、本人情報シートの書式を新たに作成

診断書書式の改定ポイント

判断能力についての意見欄の見直し → 意思決定支援の考え方を踏まえた表現へ変更
判定の根拠を明確化するための見直し → 精神上の障害の有無と程度を具体的に記載できるよう変更

本人情報シートのポイント

作成者

職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援されている福祉関係者が作成

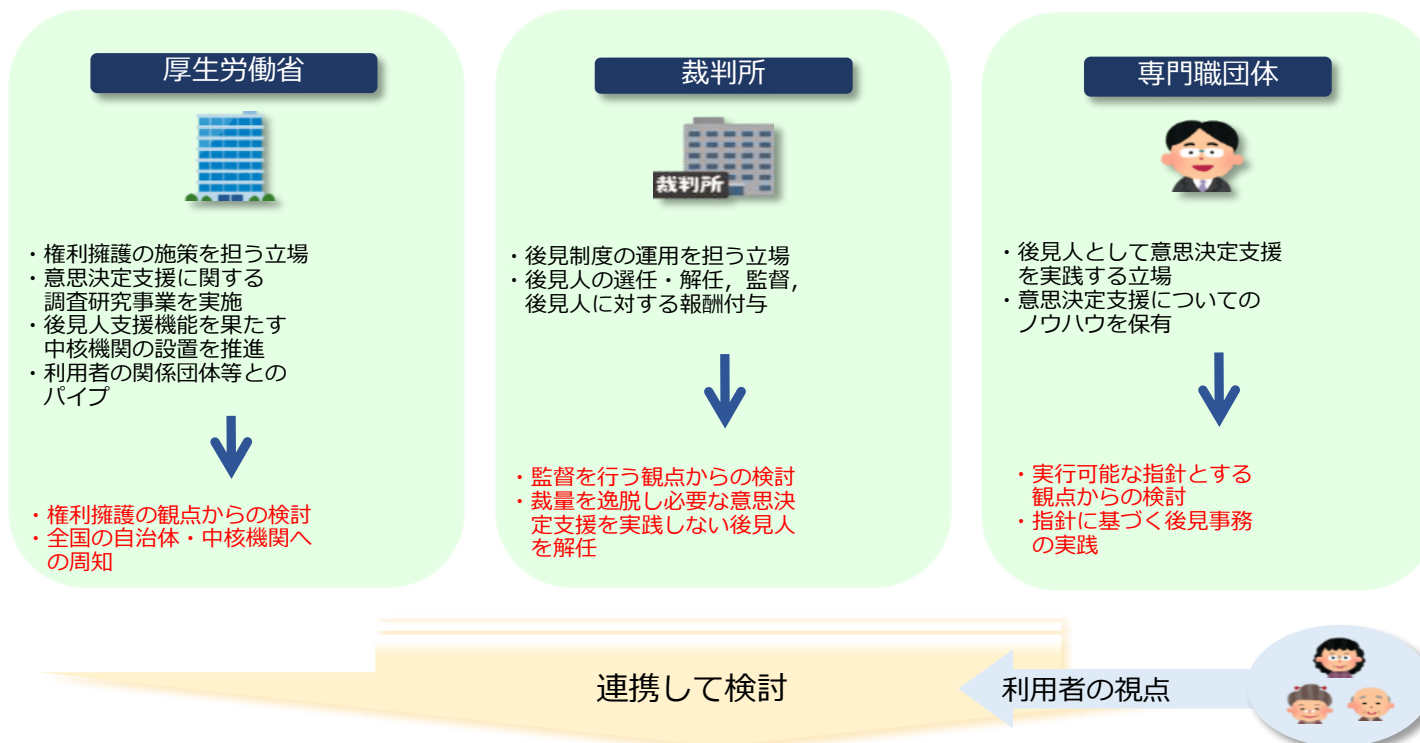
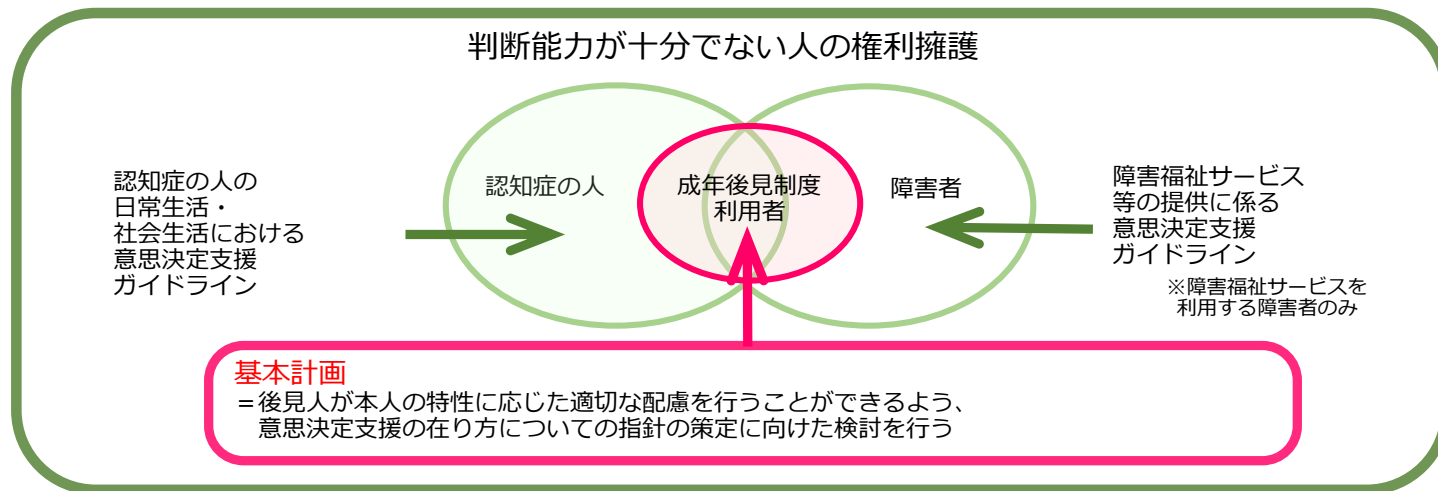
活用方法

- 医師の診断の補助資料
- 裁判所の審判の資料
- 後見等の手続開始前：中核機関における支援内容の検討資料
- 後見等の手続開始後：後見人を含むチームでの方針検討や見直しの資料

運用開始に向けて

- 「成年後見制度における診断書作成の手引」，「本人情報シート作成の手引」も作成
- 平成31年4月からの運用開始に向けて準備中

②



後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定

【令和元年度社会福祉推進事業】被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業

本事業の背景

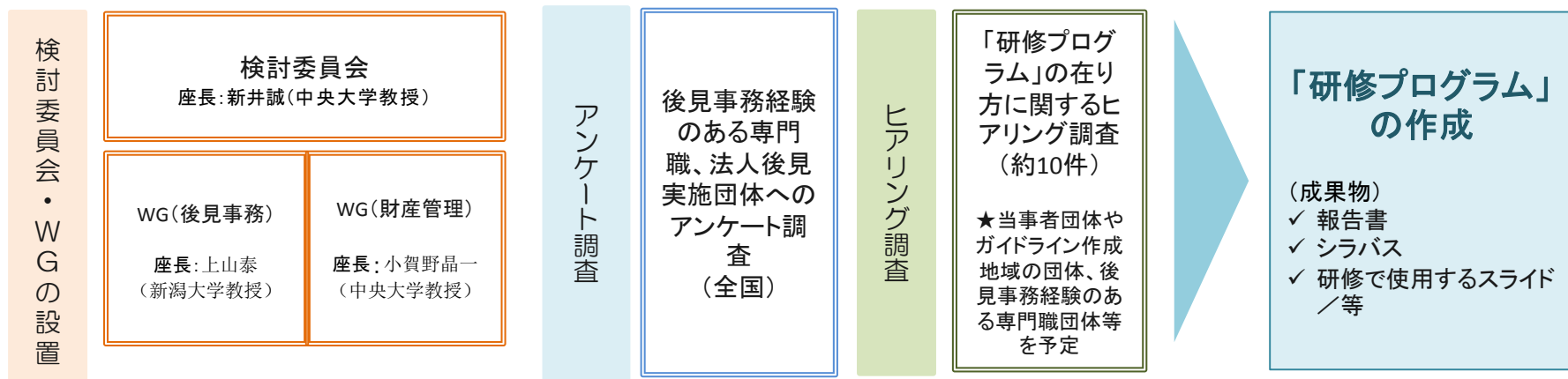
（補助事業：みずほ情報総研株式会社）

- 成年後見制度利用促進基本計画において、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。また、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみの観点が重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることが必要があること。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）」においても、「成年後見制度の利用を促進するため、『認知症施策推進大綱』も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。」と示されている。

本事業の目的

- 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方を検討し、「研修プログラム」を作成することを目的とする。
- 事業実施にあたっては、最高裁判所が主催している意思決定支援WGとの連携を図りながら実施する。

実施方法



適切な後見人の選任のための検討状況等について

議論等の状況

協議会等における検討

後見関係事件を担当する裁判官・職員が参加

最高裁と専門職団体との議論

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会が参加

最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方

- 本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの**身近な支援者を後見人に選任することが望ましい**
- 中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、**専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討**
- 後見人選任後も、**後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う**



平成31年1月 各家裁へ情報提供

今後の予定

- 各家裁…中央での議論の状況等を踏まえ、自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上、検討を進める
- 最高裁…引き続き、専門職団体との間で検討を行う

基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

資料1-①

基本計画 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善



本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

各家庭裁判所



選任

各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

報酬

各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討
各地の専門職団体等と意見交換

運用に反映

各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

本年1月
議論の状況を
情報提供

最高裁判所



平成30年6月～ 専門職団体※との間で議論

※日弁連、日司連、リーガルサポートサポート、日本社会福祉士会

選任

最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方 資料1-②

① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任

- ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
- ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
- ・親族等候補者に適格性があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任

② 中核機関による親族後見人支援の必要性

中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討

③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

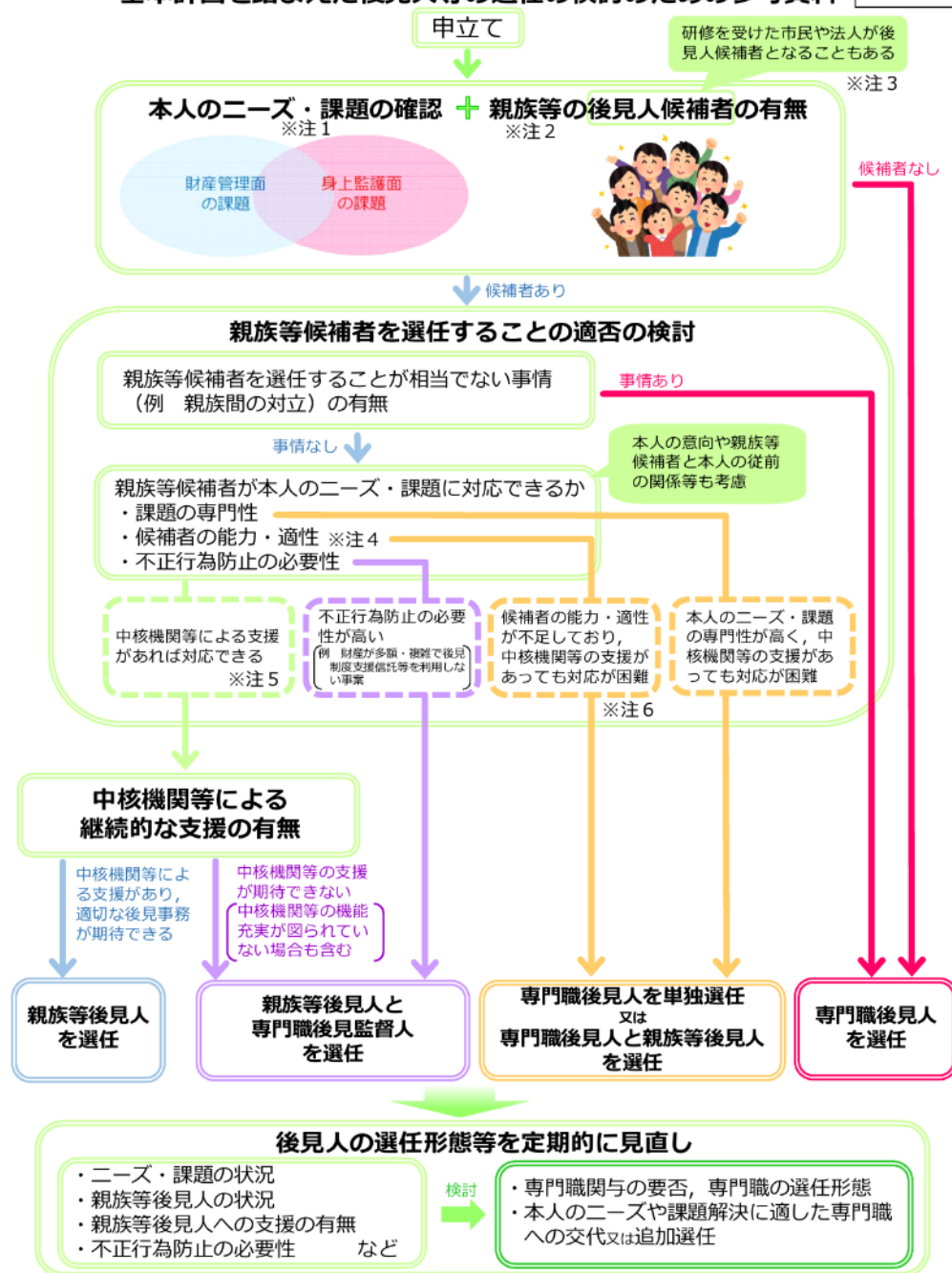
報酬

最高裁において検討のための参考資料を作成 資料1-③
専門職団体は意見を提出

報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠 など

基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料

資料1-②



基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料

- ・主要な後見事務を「基本的事務」と「付加的事務」に分けて整理
- ・具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に考慮して判断

基本的事務 …すべての事案において行うべき後見事務

付加的事務 …必要に応じて行うべき後見事務

時期	主な後見事務	事務の具体的な内容の例	事務の難易度等を検討する際の考慮事項の例
1 初期 裁判から 初見等による	財産管理事務	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握 財産目録の作成 金融機関等への後見人届出 財産管理の基本的方針決定及び収支予定書の作成	・本人・親族からの財産の隠匿 ・郵便物等の確認、金融機関等への届出 ・金融機関や役所等への届出 ・定期報告までの方針決定 ・財産が複雑 ・金融機関等が多数
	身上監護事務	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握 医療・福祉関係者等からの聴取 身上監護の基本的方針決定	・本人・親族との関係 ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定 ・本人や親族等の意向調整が困難 ・親族間の利害調整が必要
	報告事務	後見事務報告書 (初期) の提出	・提出の遅延、添付書類不足
2 継続中 初見時から 終了まで	財産管理事務	財産の継続管理 財産管理の臨時的方針決定 後見制度支援信託・支援信託の契約 不動産管理業務 遺産分割協議	・現金や預貯金の管理と記録 ・不動産の維持管理、固定資産税の支払等 ・次回定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更 ・財産や収支の複雑 ・本人や親族等の意向調整が困難 ・親族間の利害調整が必要
	身上監護事務	本人の心身・生活状況の把握 身上監護の基本的方針決定 介護保険に関する手続 施設入所検討	・定期的な本人との面会 ・親族や医療・福祉関係者等からの聴取 ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・心身の状況に変化があった場合の方針変更 ・介護保険認定の申請・更新・内容の変更など ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・施設での入居が困難
	報告事務	後見事務報告書 (定期) の提出	・提出の遅延、添付書類不足
3 終了時	財産管理事務	事件終了の関係機関等への通知 管理計算 親族への後見引継ぎ 火葬・埋葬の契約 葬儀契約	・引継が困難 ・後見人が親族 ・葬儀を主催
	報告事務	後見事務報告書 (最終) の提出	・提出の遅延、添付書類不足

④

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること(P23～27)

詳しい解説は、利用促進ニュースレター
第16号参照

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用(P23・24)

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂 厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割(P25～27)

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

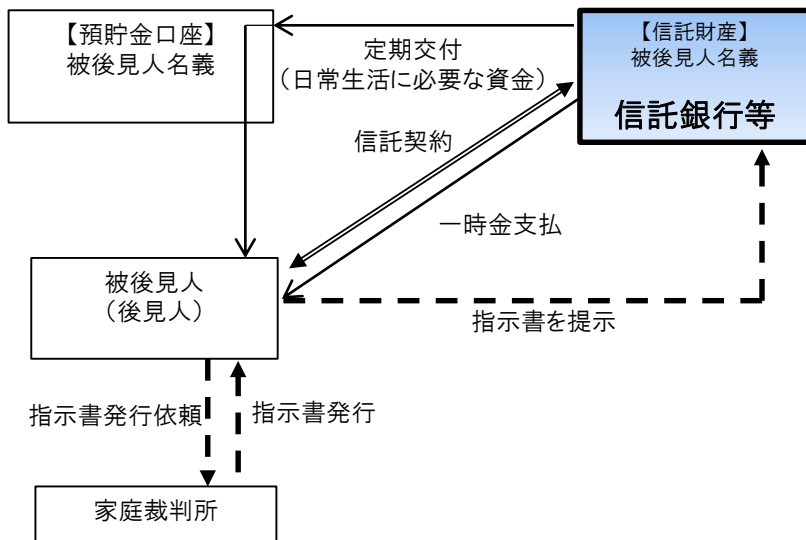
- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 契約の締結等<ul style="list-style-type: none">➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い③ 本人意思の尊重<ul style="list-style-type: none">➢ 本人が意思決定しやすい場の設定➢ 本人意思を推定するための情報提供等➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供 | <ol style="list-style-type: none">② 身上保護(適切な医療サービスの確保)<ul style="list-style-type: none">➢ 本人の医療情報の整理④ その他<ul style="list-style-type: none">➢ 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取り |
|--|--|

※ 医療機関は成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないように注意。医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法も明示。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム

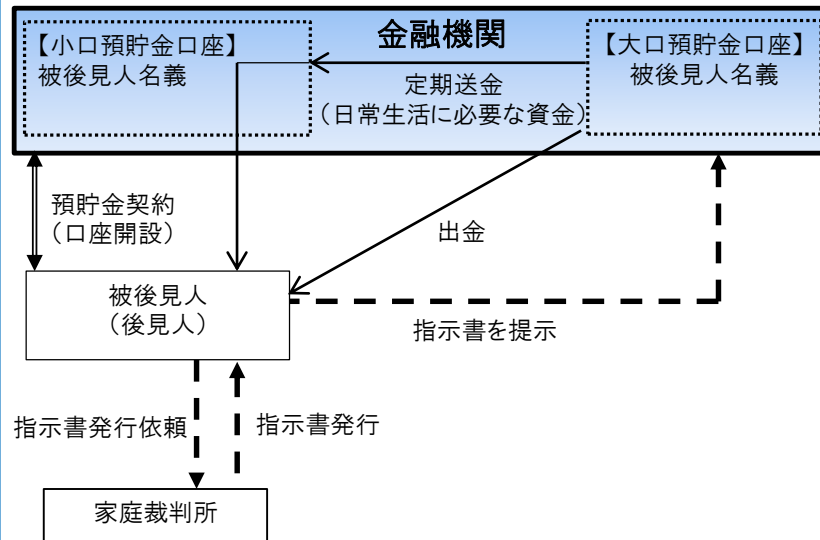
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時（口座開設時）
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



⑤

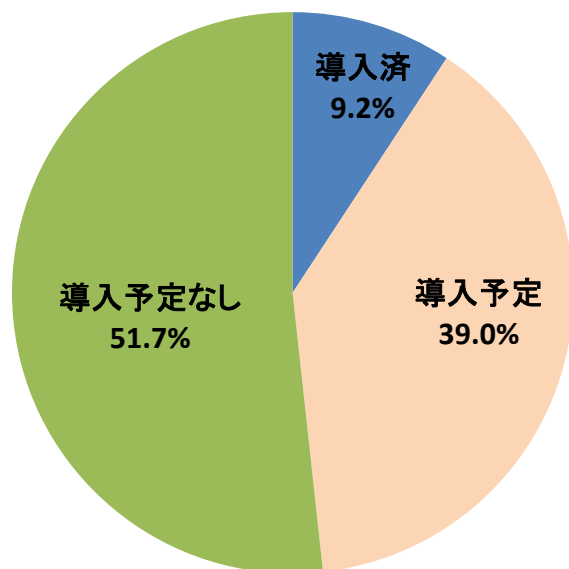
導入状況

- 2018年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関は、全金融機関のうち約9%に当たる123金融機関となっている。【図表1】
- また、支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関は、全金融機関のうち約39%となり、導入済の金融機関と導入を予定する金融機関を合わせると、全金融機関のうち約48%となる(※)。【図表1】

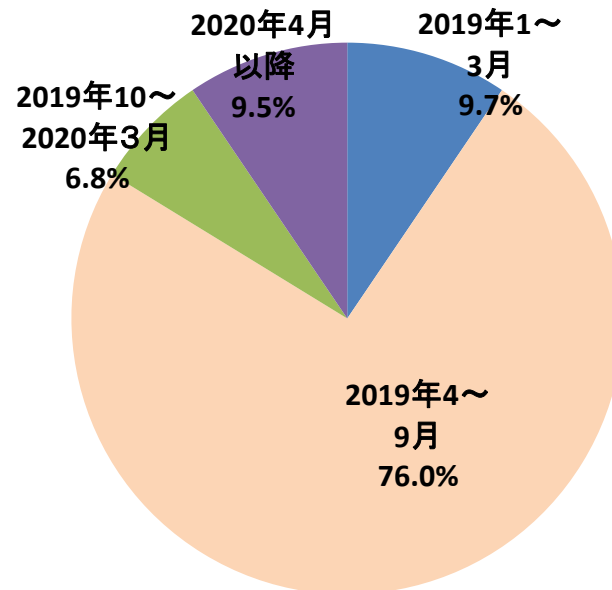
(※) 支援預貯金を導入済又は導入を予定する全ての金融機関において家庭裁判所の指示書スキームを導入（予定）。

- なお、支援預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定している。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況(2018年12月末)



【図表2】導入予定時期



成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

詳しい解説は、利用促進ニュースレター
第17号参照

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日 ※建築士法：令和元年12月1日

4 令和2年度概算要求の概要

令和2年度概算要求

第6 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

4 成年後見制度の利用促進

11億円(3.5億円)

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】【一部推進枠】

11億円(3.5億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成【一部推進枠】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金571億円（495億円）の内数

地域支援事業交付金1,941億円（1,941億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

成年後見制度利用促進関係 令和2年度概算要求について

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
利用促進のための地域連携 ネットワークの体制整備 等		市町村における中核機関設置運営費の 地方交付税措置(H30年度～) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備 (10.8億円) ①中核機関・市町村計画推進(7.3億円) ②後見人等の意思決定支援研修(0.5億円) ③任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 (3.0億円)		
後見を担う人材の育成	市民後見人の育成 (養成研修等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分)82億円の 内数)	
	法人後見の実施 (研修、専門職との連携体制整備 等)			法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業 (高齢者) (地域支援事業交付金1,941億円の 内数)	成年後見制度利用支援事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費				成年後見制度普及啓発事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するため、以下の新規・拡充要求を行う。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 7.3億円(3.5億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等

- 新・ 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 3.0億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談センター事業」を実施する。

中核機関が活用できる財源のイメージ

市区町村

【令和元年度予算事業】

都道府県

中核機関における先駆的取組の推進

中核機関

広報・啓発

(高齢者)成年後見制度利用支援事業(地域支援事業費交付金)
(障害者)成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

法人後見研修等

法人後見支援事業
(地域生活支援事業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模:約300万円)

※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

中核機関の立上げに向けた支援
(会議費、先進地視察等)

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、
専門的相談窓口

【令和2年度新規要求】

- ・ 中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化
- ・ 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組の推進

(参考)令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算

令和元年度予算 3. 5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】 (補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2]

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2]

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

(3) 先駆的取組に係る調査研究 [シンクタンク等の民間団体 (補助率)10/10]

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修) (委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託